

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

令和5年3月6日。

下田市議会議長、滝内久生様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく佐々木清和。

議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時5分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1 番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告です。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので報告します。

1. 議案の名称

- 1) 議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）（本委員会付託事項）。
- 2) 議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。
- 3) 議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。
- 4) 議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。
- 5) 議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。
- 6) 議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）。
- 7) 議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）。

2. 審査の経過

3月3日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より、斎藤市民保健課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、平井建設課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑などの発言の要旨は、会議録記載のとおりでございます。

3. 決定及びその理由

- 1) 議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）（本委員会付託事項）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

- 2) 議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

- 3) 議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4) 議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第4号)。

決定、全会一致で原案可決

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上、審査報告となります。

○議長(滝内久生君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2番 中村 敦君。

[総務文教委員長 中村 敦君登壇]

○総務文教委員長(中村 敦君) 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称

1) 議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第11号)(本委員会付託事項)。

2) 議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

2. 審査の経過

3月3日、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田総務課

長、鈴木企画課長、日吉財務課長、佐々木防災安全課長、芹澤福祉事務所長、糸賀学校教育課長、永井議会事務局長、平川生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりです。

3. 決定及びその理由

1) 議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第11号) (本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

2) 議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号) (人件費について)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上です。

○議長(滝内久生君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第11号)についてお尋ねをしたいと思います。予算書の8ページ、第2表の債務負担行為についてであります。

新庁舎整備工事(解体工)は、令和4年度から5年度まで、事業予定額3,000万円の範囲内で契約を今年にして来年度において支払うと、こういう規定がございますが、これは御案内のように、元稲生沢中学校のグラウンドに夜間照明灯が8灯あると、これを撤去するのだと。あるいは、体育館の器具の倉庫や受水槽のポンプ室、大きな施設としては技術棟を解体をするのだと、この債務負担行為であります。新庁舎の設計もなされていない中で、どうして解体をしなければならないのか。一般質問でもそういう質問をしましたが、どういう議論が委員会でなされたのか、チェックがなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、2の変更、生活環境影響調査業務委託料、令和4年度から5年度までということで、当初は6,050万円で生活環境影響調査の業務をすると、予算上ではありますが、予定であったと。

○議長(滝内久生君) 沢登議員、環境影響評価は委員会が違います。

○13番(沢登英信君) ごめんなさい。

○議長(滝内久生君) その分は。

○13番（沢登英信君） 間違えてましてすみません。失礼しました。それでは、新庁舎の件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 沢登議員の質問にお答えいたします。

まず、一番撤去しなければいけないのは渡り廊下の部分であると認識します。

非常にタイトなスケジュールの中で、緊防債という中で期限付のタイトなスケジュールの中で、この新庁舎建設を完了しなければいけないという中で、やはりやれることは進めなければいけないという中で、この解体工事があるというふうに説明されました。

そして、どうせ解体が1度入るのであれば、この渡り廊下がなぜまず解体が必要かというところ、工事車両の出入り資材の運搬について、まずはここは最初に撤去しておかなければ何もできないというところ、そして、であればなぜ技術棟も一緒に壊すのかと、使って新築棟をなくせばいいのではないかという議論もございました。しかし、技術棟は、1階だけの建物であって、やはりこの浸水域という防災上のことも考えた中でのこれからの設計の中では、この技術棟を執務室として使うことは、やはり職員、市民の財産や安全を守るにふさわしくないであろうということで、技術棟はもう最初から壊すという方針を当局としては決定している。

体育館については、当初解体の予定だったところが、スープさんという設計事務所さんが落札したことで、今、併せて活用か解体かということのを両面から検討しているということですので、技術棟については、申し上げるように、やはり浸水という部分も考慮した上では解体の方針を当局は崩さない。そこに、委員会は、そのように理解、納得いたしました。

繰り返しますが、非常に限られたタイトなスケジュールと、そして予算の中では、この渡り廊下を解体すると同時にですね、どうせ業者が入るのですから、どうせ解体するもの、撤去するものは、この際、撤去してしまおうということで、ポンプ室であったり、体育器具庫であったりと、そういうものを解体するものだということで議論の後に納得したものです。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ただいま委員長の御説明をいただきましたけれども、大変納得のいかない、ずさんな、そんな議論をしてきたのかなあと、そんな感想であります。

工事車両が入らない、工事に至ってないでしょう。設計もできていない中で、どうして工

事車両が入らなきゃなんないの。説明になってないんじゃないですか、委員長の説明自身が。工事車両が入らなきゃなんないから解体をするんだということを、本当に委員会として結論を出したんですか、それ。委員長の個人的な結論と違うんじゃないんですか。

さらにですね、外灯や体育館の器具や受水槽、ポンプ室等を、なぜ今の時点で解体しなければならないんですか。100歩譲ってですね、技術棟の解体が必要だとしても、これらの運動場として使用可能な施設を今の時点で解体しなきゃ、撤去しなきゃならないという事情はないんじゃないかと思うんです。大変老朽化して撤去しないと危ないというような、こういう事情があるならともかくも、夜間照明のグラウンドとして市民に貸し出してきたという、こういう経過からいってもですね、この撤去の予算を認めるということはおかしいと思うわけです。

さらに、そもそもそういう意味ではですね、当局はこの大きな体育館も撤去すると言ってきたわけです。技術棟だけじゃないんです。基本的な設計の根本から見直さなきゃならないという現状が、そこに出てきているわけです。体育館を使わないと言ったものを使うということになってるんですから。

そして、この技術棟も体育館に付随して横にあるという、こういう状態ですので、これは体育館の利用と技術棟をどう使うか使わないかを含めて、きっちりした設計の下に工事が進められる、これが手順でしょう。どういうわけで、そういう手順を踏まずに撤去という結論を出したのか。

しかもですね、当局とスープの折衷案的な案を見ましても、体育館と校舎の間に新築棟を建てると、こういう計画になっているわけです。新築棟の奥には、議場や市長室を造るんですよと、こういう計画になってまして、先日の校舎の視察の中で、大方の議員は、議場については旧校舎の4階の約、延べ床面積500平米を使えば、それで十分ですね、いいんじゃないでしょうか。市長室も、この改築棟じゃなくて、校舎を改築するその棟の、階数は2階だったですか、160平米ぐらいの延べ床面積があれば市長室として利用できると、再度移転するという方向は検討をし直すという、そういう方向できっちり結論が出たわけじゃありませんが、方向で検討をし直すと、こういう経緯の中でですね、どうしてその技術棟を含めて、今、急いで、しかも令和4年度の予算で契約をして5年度で支払うという、こういうことをしなければならないのか。市民にどのような説明をするのか、そういう観点からの議論がどうなされたのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） その設計、確かに設計図が上がっておりません。全体像が見えない中での解体はどうなんだという議論は、もちろんございました。しかし、総務文教委員会として一貫しているこれまでの姿勢としては、どんどん進めなさいと、早く柱の1本も立てなさいというところで一貫しております。

その中で今やれることからやっていくという中では、確実にもう解体するという方針が決まってるものについて撤去する。それは、当然工事が始まれば工事車両が入るわけですから、今現在、何がどれだけの資材が入るかは確かに分かりませんが、始まれば入ります。なので、今やれることからやっていくと同時に設計も進めていくというところで、やはり大枠の中で総務文教委員会としては合意されたという部分でございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 指摘する意見があったにもかかわらず、それらが深められずに多数で押し切ったと、当局の言うとおりでいいんだと、こういう結論を出したというのは、委員長報告の内容と理解してよろしいか、お尋ねをしたいと思います。

それからですね、全体的には庁舎は、今、御案内のように、ここの解体を含めて32億で進めるという形になっておりますが、建築とこだけ取り出して見ますと、スプーンの作った、この総務委員会の昨年12月の資料を見ますとですね、新築工事費が15億だと、坪190万でありますよと。そして、旧校舎の改築が5億8,000万だと、坪66万ですよと。20億8,000万で、その事業、庁舎を造るんだと、こういう計画を提示をしているわけです。そして、新築工事費が2,000平米、11億2,563万円だと、旧校舎が2,900平米で5億8,000万だと、合わせて18億5,643万円で全体工事をするんだと、こう言っているわけでありまして、新築工事費のほうはこの2,000平米のうち、議場の500平米、市長室の160平米、660平米は、既にこの2,000平米から削除することができると、こういうことになるわけです。掛けることの180坪の単価でいきますと、今、平米で言いましたからあれですけども、結局ですね、体育館の改築費は1億5,081万円だと、こう言っているわけです。体育館や技術棟を使うということができればですね、11億5,000万も2,000万もの新築工事費は縮減ができるわけです。恐らく、11億はですね、あと8億ぐらい、3億もあれば体育館の改修と技術棟等の改修を含めて当面の庁舎は整えることができると。金額的にも、そういう数字が予想されるわけです。皆さんが審議した、12月に審議した資料や今日の提案を見れば、いかに使いやすく、しかも安く安全な施

設を造るかという観点から、このような審議が、なぜ中村委員の総務委員会の中で審議がされないのか、当局の提案のチェックがどうされたのか。当局の言い分だけではなくて、しからば委員長として、中村議員はこの議案の内容のどこをどのようにチェックして、これによるしいという結論を出したのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 私も早く設計図が見たいなと思っております。

その中で、総務文教委員会としては、私は思うのは、議会というのは駄目なものは駄目、おかしいとかはおかしいと厳しくチェックすることは大事です。しかし、必要なものはどんどんやるんだと後押しするのも、市民の負託を受けた議会の大事な役割かと思っております。

この新庁舎に関しては、総務文教委員会としては、やや反対する方もいるので多数決という部分にはなってしまいますけれども、総論としては新庁舎建設を一日も早く進めるのだと、進めてくださいということが市民の総意であると、合意であると認識する中で当局を後押ししております。ですので、今、沢登議員の指摘されたような部分、細かい部分はですね、今回。

〔発言する者あり〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 当委員会では議論はしておりませんが、早く設計図が見たいなというところです。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） それでは、中村議員の説明に対して疑問のところを少し質問させていただきます。

私、市民からお預かりしている税金を有効に使うという立場で、使えるものはほとんど使おうと、そういう発想でおります。

ところで、この技術棟については、浸水域であるので解体をという説明がされましたけども、しからば、この浸水域の周りには一般の住宅にお住まいの方が大勢いるんですが、この方たちについての議論はどういう議論がされたのか、全くないのか。そちらにも水が回るわけですけど、そういう議論があったのかなかったのか、ない中で、こういう話が一方的に進むのは、先ほど進めるのが市民の合意であるとの説明がありましたけれども、それと矛盾を

すると思いますが、この辺の整合性を中村議員からお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 今回、その浸水について地域住民の云々と、安全云々という議論はありません。しかし、これまで当局の一貫した説明の中では、新庁舎建設は庁舎の機能とプラス防災拠点としての機能、これを併せたものにするという部分で、当然に、それから地域の防災上のことも併せ持った設計になっていくであろうというふうに委員会としては理解しているところです。今回は、その議論はございませんでした。

○議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

本来、市民目線でいけば、この庁舎問題と同じような重みで住民に対する安全対策をもっと真剣に並行して僕はもっと前に考えるべきだと思うんですが、討論されませんでしたという説明にはちょっと納得いきません。具体的にこの地域の住民の方々が浸水されたときに、どういう対応を考えているのか、その辺も本来は議論すべきだったと思うんですけども、されなかったという報告については非常に残念に思っております。

これからそういう話がまた進んでくると思うんですが、これからの議論の中では、住民のことをもう少し考えて議論を進めていただきたいということで、私の要望として提案させていただきます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 同じく補正予算書の8ページ、第2表 債務負担行為補正の関係で質問させていただきます。

当初、議会においては当局の説明のとおり、体育館を解体で議会承認というような内容を、この設計を受託したスープさんも認識しているところだと思います。また、スープさんの当初スケジュールによりますと、3月定例会において議会で体育館の使用について承認をというようなスケジュール感を持っておられるかと思えます。今回、この債務負担行為の追加において、既存事業予定費3,000万円、失礼いたしました。3,000万円の中で、委員の中で体育館を壊すべきだというような意見や発言があったか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 壊すべきだという意見はございません。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） では、この債務負担行為を当局の原案のとおり、全会一致で総務文教委員会は承認しているところでございます。この債務負担行為の補正を議決することで、体育館については使っていくんだという委員会としての意思表示でいいのか、これは設計側も当局側も重要なところだと思います。総務文教委員会としては、そういった認識を持ち合わせたということによろしいか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会として、体育館を使うべきか、壊すべきかという結論には全く至っておりません。今、当局の設計を見守っているところです。

以上です。

○1番（江田邦明君） 終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）に対して、沢登英信君及び佐々木清和君からお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） お手元の資料を開いていただきたいと思います。

議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）に対する修正動議を提案をいたします。

発議者、下田市議会議員 沢登英信、発議者、下田市議会議員 佐々木清和。

上記の修正案を地方自治法第15条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

お諮りください。

議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）に対する修正案。

議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）の一部を次のとおり修正をする。失礼しました。第2条第1項を削り、同条第2項中を変更に改め、同項を第1項とするものであります。

第2表 債務負担行為の補正の一部を次のように改める。

補正予算の8ページの債務負担行為の新庁舎建設工事既存解体、令和4年度から5年度までのこの事業予定額3,000万円の範囲で云々を全部削除をするというものであります。削除することによりまして、2変更となっておりましたものの、2の変更を、これまた削除するという、こういうことでございます。

さらに、説明資料のほうを開いていただきたいと思いますが、開いていただきまして、説明資料の2のほうでございます。予算書の50ページになりますが、これも3,000万円の新庁舎解体工事費用を削除しましたことにつきまして、その説明書も併せて訂正をするという内容となっているものであります。

なぜこの予算を削除をすることが必要なのかということでございますが、先ほどの中村総務文教委員長の御説明にもありましたように、設計書ができていないわけです。設計書ができていないものを、どうして工事車両が通ることになるのか、あり得ないことであります。

しかも、江田議員の質問に対して、総務文教委員会として体育館を使えという結論を出したわけでもない、使わないという結論を出したわけでもない、何を意味しているのか。当局の言うがままオーケーですよと、こういう姿勢を総務文教委員会はとっているんだ、この表明に私はほかならないと思うわけであります。まさに、総務文教委員会がチェック機能を果たしていない、議会としてのチェック機能を果たしていない、悲しい現実になっているんだと、こう訴えざるを得ないところでございます。

そして、これらの内容は、体育館を使わないと言ってきた当局が、株式会社スープ設計者の提案によって体育館を使うことができると、使う案も検討をしているのではないかと思うわけであります。体育館を使わないということになれば、体育館の解体も必要になってくるわけであります。しかも、その結論はいまだ出されていない、設計図はでき上がっていない、こういう形になっているわけであります。

ある場合には、技術棟だけではなく体育館も解体するののかと、こういうことも想定できますし、逆に体育館を使うということであれば、技術棟も残して有効に使うという道も開かれ

ているという現時点であると理解をすべきだと思うわけであります。

当局は、体育館は解体しないで検討するという方向を打ち出したけども、技術棟は解体するんだ、廊下は必要ないんだと、こういう結論を出している。結論を出してないじゃないですか。設計図ができていない以上、結論なんかどこにあるのか、こういうことになってまいろうかと思うわけであります。

そして、なお中学校校舎であったわけですので、ここは夜間照明もあって、それなりのスポーツ施設として提供する可能性も秘めているわけであります。それらのものも検討しないで解体をすればいいという、こういう結論は決して市民の立場に立った議論ではないと私は思うわけであります。

しかも、先ほど言いましたように、今、当局はスーブの資料を議会にも、株式会社スーブの設計概要を配りですね、体育館を活用することによって2億円削減できるんだと、こういうことを表明をしているわけであります。20億8,000万の予算が18億5,643万円で済む。それは新築棟の面積を狭めることが、体育館を使うことによって狭めることができるからだと、こういう具合に言っているわけであります。そういうことから言えば、新築棟を造らなくても、体育館や技術棟の利用によって、今ある市役所の施設より以上のものが建築できるというものの可能性も含んでいるわけであります。

18億5,643万円のこの金額、新築棟の工事の11億2,563万円が11億円もかけなくて済むという可能性も出てくるわけであります。これらのチェックをせずに、解体だけ先にすればいいんだというのは、どこからどう考えてもおかしいと、この予算は認められない予算だと。設計図ができてから予算を提案されても、十分、間に合う内容を含んでいるものであります。解体工事でガヤガヤさせるよりも、全体計画をきっちり把握した中で進めるということが必要だと思いますので、この債務負担行為は削除すべき内容であると皆さんに訴えて、説明に代えたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質問、質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした

自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより、各議案について討論採決を行います。

まず、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）及び、これに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

○3番（鈴木 孝君） 原案賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、おおむね適正であり必要な予算と認められます。

庁舎建設に関しては、不安定なウクライナ情勢や円安、コロナウイルスなどの影響もあり世の中の先が見通せない状況にあり、非常に不安定な状況となっている中で、その状況に対応しながら問題を解決して進めていく必要があると思われま

す。現庁舎を使用する市民の安全性を考慮して、一日も早く新庁舎を完成する必要がある、状況判断ができ問題解決できたところからスピーディーに事業を進めていく必要があると思われま

す。以上で、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） 私は、ただいま審議されました議第4号 下田市一般会計補正予算の中における債務負担行為の3,000万の削除の修正動議、これに賛成議員提出いただきましたけども、説明につきましても大まかな説明をいただきました。

その中で、概して私も賛意を唱えるものでございますけども、ほぼ同様な立場から二、三申し上げますと、昨年、令和4年の6月、下田市新庁舎の基本計画の改訂案が発表されております。これは当局案が100%という内容になっておりまして、その後、プロポーザルによる設計業者、設計企業スーブさんが入札なさったということですね。

ただいま説明ございましたけども、スーブさんの設計による中では、あくまでイメージで

ございますが、私ども総務文教委員会の中でも資料として提出されておりますイメージ図でございまして、その中では体育館の一部2階の利用等がございました。それらを勘案しますとですね、私ども中学の現地視察の際にもですね、議会は総じて議会ゾーンの500平米何がしはよろしいだろうと、再移転の必要はないだろうという大まかな同意でございますけれども、そういう思いでおります。

さらには、市長室ゾーンの120平米だと思います。これにつきましても、再移転は要らないではないかという言質を担当者のほうからいただきました。合計620平米何々が新庁舎に移らず、旧稲生沢中学校を改修したものにとどまるという部分が納得いく提案として示されました。

決定ではもちろんございませんけれども、これらを踏まえますとですね、昨年6月の改訂版と、現在、これから設計に至るスープさんとの意見の集約、最終的な結合設計に至る間につきましては、これからだろうと思うんですが、全く別個な案として二つ、今、現存するわけですね。この中で矛盾が非常に出てきたのが、今回、3,000万という予算の中で含まれているということだと認識しております。

その一つが、技術棟を壊す、これ約70坪でございます。70坪と申しますと、鉄骨造りで、中学体育館、それから技術棟3棟ございますが、技術棟につきましては、この3棟の中では最も新しい建築物でございます。耐震性は、もちろんございます。約70坪でございますから、これを新築しますとね、現状では1億4,000万内外の建築費が見込まれるだろうと思います。そうしたものをですね、先ほども申しましたように、市の改訂版とスープさんとの設計そのものが全く違った格好で提示されてるわけですね。それをどういうふうな調合をしていくのか、調整をしていくのかという今の段階において、この技術棟をまず取り壊すという時点につきましては、非常に納得のいかない不合理的な判断であろうと思います。それを必ずしも使えということではございませんが、やはり一定段階の中で納得のいく、多くの方の納得のいく、しかも安全かつ安価な設計だねという、そういった合意ができ上がる時点で最終的に判断をすれば、これで十分間に合うだろうと思います。

よってですね、今回、全体の設計図そのものが、これ今後大きく変わってくるというのを踏まえまして、技術棟は現時点では解体をしない、固まるまで待つという意味合いから、今回の債務負担行為についての減額修正については賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。ご
ざいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

これより、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立に
より採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、沢登英信君及び佐々木清和君から提出された議第4号 令和4年度下田市一般会
計補正予算（第11号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決
することに決定いたしました。

次に、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を討論
に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時2分休憩

午前11時15分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎令和5年度施政方針

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、市長の令和5年度施政方針のための発言を許します。

市長。

〔市長 松木正一郎君登壇〕

○市長（松木正一郎君） 令和5年下田市議会3月定例会におきまして、令和5年度各会計予算並びに各議案の御審議に当たり新年度に向けた施政方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものでございます。

まず初めに、令和4年7月、ジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡によって撮影された画像が公開されました。それは何と約40億光年離れた銀河団という途方もないスケールのものであり、地球の誕生した頃の光がようやく、今、届いたという悠久の時の流れに対して、私たち人類は畏敬の念を抱かずにはいられませんでした。

下田市が、今、進めているグローバルCITYプロジェクトは、この宇宙空間に浮かぶ地球を一つの大きな球と捉え、その表面で生きる人間同士が肌の色や文化等の違いを互いに認め合い、学び合って協調していこうというグローバルと、下田市という私たちのまちの歴史・文化を再認識するローカルという二つの方向からアプローチするものです。想像力を働かせ、新しい未来を創造するこのプロジェクトも、約1年となりました。東京オリンピック・パラリンピックがございましたが、そのサーフィンUSAチームのホストタウンであった下田市では、女子のゴールドメダリストのカリッサ・ムーアさんをお迎えして市内の中学生との交流が行われ、他者への思いやりや自然への敬意といったアロハスピリットと呼ばれ

るすばらしい教育が始まりました。

また、先月には、下田高校でトークフォークダンスという新たな取組も実施しました。地元の高校生が、この地域の様々な分野で働いている大人たちと個々に、そして、フォークダンスのように直接向き合い話し合うことで多くの気づきが生まれ、地元への理解が深まったといった声が上がっています。令和5年度は、このようなつながりの輪をさらに広げ、かつ深化していくよう様々な施策を展開してまいります。

続きまして、社会情勢に対する所感でございます。

地球温暖化対策は、地球規模で取り組むべき人類共通の課題として、その重要性が高まっています。海面・海水の温度上昇は豪雨災害の頻発化など自然災害リスクを引き上げるとともに、磯焼けなど海の生態系に深刻な影響をもたらしています。

また、ロシアのウクライナ侵攻や中国、北朝鮮などの軍事行動の活発化により国際的緊張は相当なレベルまで高まっており、こうした中、日本政府は国防予算を確保して我が国の防衛力を抜本的に強化することとしています。

世界の極東に位置する島国日本は、こうした国際情勢の中、エネルギー、原材料価格の高騰とそれらに伴う物価高など、日々の暮らしへの圧力をひしひしと実感させられているところ です。

一方、目を賀茂地域に転じますと、今年3月19日には、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の一部区間が、いよいよ開通します。ついに、私たちの住むこの賀茂地域に初めて高速道路が走ることとなります。これを機に、悲願の天城峠区間の新規事業化、さらには、できるだけ早期の全線開通に向け、周辺市町や関係機関・団体と協力して、あらゆる取組を展開してまいります。

続きまして、令和5年度の市政の方針でございます。

広報しもだの新年1月号の巻頭の挨拶として、私は、30年後の2050年を目標年次とすることを明記しました。2050年は、ちょうど、今、日本政府が進めるSociety 5.0、いわゆるDXやカーボンニュートラル、いわゆるGXの目標年次であり、さらに、伊豆縦貫自動車道の全線開通が恐らくこの頃になるのではとの私個人の推定があるからです。

また、令和5年は、あの関東大震災からちょうど100年目に当たります。当時の内務大臣兼帝都復興院総裁の後藤新平が、帝都東京の百年の大計を描いて、そして、それが着実に整備され、まさに今その100年が経過したことになります。今日の東京の繁栄を後藤翁はどう見るのでしょうか。私も微力ながら、せめて30年先の未来のビジョン、すなわちグランドデザ

インを描こうとしているところです。そして、それに向けて、必要かつ適切な施策を順次実行していく、そのことが未来に向けての私たちの責務であると思うのです。

「今、下田はキテいる」と、多くの観光事業者や専門家たちが指摘をしてくれています。日本を代表する有名な観光地やテーマパークといった標準的な集客施設等は、ほとんどの人が既に一通り旅行し尽くしてしまい、下田のような地域の個性が残っているところが、今、にわかにその価値を再評価され、人気が急上昇しているというのです。全国指折りの、いえ世界でも指折りの美しい海があり、ペリーロード等の幕末の歴史が薫る街並みもあり、さらには都市的機能も一定レベル備わっているのが、ここ下田です。

ですから、30年先を見据えなら、今、下田市がまずなすべきことは、人口の減少や少子高齢化などを所与の条件としつつ、DXやGXといった時代の流れを生かしながら、自然や歴史・文化など多様な資源を融合して、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めることだと考えます。

「スモール イズ ビューティフル」、ドイツ生まれのイギリス人、エルンスト・シューマッハーが提唱したように、幸福な縮小社会を目指して各種施策を効果的に実施してまいりたいと思います。

続きまして、令和5年度の予算編成方針について御説明申し上げます。

本市の令和3年度決算では、単年度収支及び基金積立て・取崩しを加味した実質単年度収支は、3億7,000万円と2年連続の黒字となりました。財政目標としては、財政の弾力性を示す経常収支比率は80.3と若干の改善が見られたものの、一般会計の地方債残高は110億円を超え、将来負担すべき実質的な負債額を示す将来負担比率は58.0%と高い状況にあります。

今後、市庁舎建設事業、広域ごみ処理施設整備事業、伊豆縦貫自動車道の推進等の大型事業を実施するに当たり地方債に依存しなければならない状況にあることから、公債費の増大が見込まれることに加え、市税の減収予想、社会インフラの維持及び更新による物件費、投資的経費の増加が想定されるなど、大変厳しい状況にあります。しかしながら、どんなに厳しい状況下においても、第5次総合計画をその指標とし、持続可能な行財政運営を実現していかなければなりません。

以上のことから、令和5年度予算の編成に当たっては、最少の経費で最大の効果が発揮される効率的かつ未来につながる予算とすること。また、テーマとして、下田市総合計画が掲げるまちの将来像よりつながる、それから市制施行50周年を契機として始動した重点事業グローバルCITYプロジェクトの二つに加え、新たに下田のブランド力向上、みなとまちゾ

ーンの活性化を指定し予算編成に当たることといたしました。

続きまして、令和5年度の重点施策及び第5次下田市総合計画のまちづくりの四つの柱に沿った主要な取組について御説明申し上げます。

重点施策の一つ目は、新庁舎建設です。

新庁舎の在り方につきましては、議会をはじめ庁内でも活発に意見交換を行い検討を進めてまいりました。その成果もあって、二段階での移転方法も含め、移転後のイメージが固まってきたところです。令和4年度に従来の基本計画を改訂し、新庁舎の一部として活用する稲生沢中学校校舎の改修設計、そして、新築棟の設計に着手いたしました。改修棟と新築棟が一体で庁舎として機能するよう、全体設計方針について検討を進めているところです。

令和5年度は、令和6年度に予定している現庁舎本館機能の先行移転に向けて、改修棟や新築棟の設計や整備を進め、令和7年度完成に向けて、安全で利用しやすく経済的な新庁舎等建設に係る整備を進めてまいります。

重点施策の二つ目は、グローバルCITYプロジェクトです。

本市が実施するプロジェクトの多くには、グローバルCITYプロジェクトにつながるエッセンスが詰まっています。本市施策の肝とも言えます。

このグローバルCITYプロジェクトは、教育分野とグローバルの二つの柱で構成されており、このうち教育分野は、国際交流、地域学習、まちづくり、産業振興の四つの分野に大別されています。この分野のおおの分野ごとに、様々な狙いの下、多様な主体が様々な事業や取組を行っていく予定です。

重点施策の三つ目は、広域ごみ処理施設整備です。

南伊豆町、松崎町、西伊豆町との1市3町による広域連携の下、住民理解を深め、構成市町との合意形成を図りながら進める必要のある事業でございます。令和4年度は、住民との意見交換会やワークショップの実施など、施設整備のほか、ごみの減量化や資源化に対する意識醸成を図る機会も設定してまいりました。

組織としましては、令和5年4月から一部事務組合の設立が決定いたしました。令和4年度まで執行してきた本施設整備に関する事務事業は、今後、一部事務組合が引き継いで実施することとなります。

令和4年度中に実施した施設整備基本計画の策定、PFI等導入可能性調査、地質調査の成果や継続中の生活環境影響調査業務などを引き継ぎながら、地域にとっての全体最適と本市にとっても最善の施設整備となるよう、施設の規模や事業コストの見直しなどを注視し、

今後の施設整備に取り組むことといたします。

次に、まちづくりの柱でございます。

一つ目が、美しく生活しやすいまちです。

本市の貴重な資源である自然、歴史、文化は、社会環境がいかに変化しようとも次世代に引き継いでいかなければならない貴重な地域資源です。SDGsの理念を基盤にしながら、以下のとおり取組を進めてまいります。

まず、海につきましては、あらゆる人が下田の美しい海での行楽を享受できるよう環境整備を進めることとし、車椅子を使用したまま海水浴を楽しむことができるユニバーサルビーチの取組を開始いたします。

良好な景観形成の推進としましては、下田登録まち遺産や歴史的風致形成建造物の維持・修繕に対する助成を行い、歴史的建造物や街並みを生かすための取組を進め、本市の景観保全に努めてまいります。

また、子供たちが利用する公園等の施設を含む緑地の適切な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画を策定いたします。

農地や森林につきましては、後継者不足が顕著となり、野生鳥獣被害等により荒廃が進んでおりますので、令和4年度に策定した森林経営管理集積計画に基づく間伐等の実施や里山づくり団体の活動及び地域で支える鳥獣害対策の促進を図り、人を含めた里の風景の維持に努めてまいります。

環境問題につきましては、ゼロカーボンシティを表明しまして、地球温暖化防止に向けた省エネルギー対策や新エネルギーの推進、ごみの減量化、リサイクル等4Rの推進のほか、環境教育や環境学習の推進に取り組んでまいります。

なお、伊豆縦貫自動車道の整備が進む中、人の流れや動きが変わり地域活性化や防災対策強化などの効果が期待できるため、地域や関係機関との調整を図りながら、建設発生土を活用した地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

二つ目が、郷土への誇りと愛着を育むまちであります。

令和4年度から新たな新下田中学校が開校しました。四つの中学校の生徒が一つの中学校に集まり、授業や部活動が活発に行われています。通学や帰宅も安全で円滑に行われるよう継続的に点検しております。

さて、令和5年度からは、下田中学校コミュニティ・スクールがスタートします。学校と地域が教育目標やビジョンを共有し、一体となって未来のつくり手となる子供たちの成長を

支える地域とともにある学校をさらに推進いたします。

現在、国が進める休日部活動の地域移行や児童数減少など、教育を取り巻く環境が劇的に変化しておりますので、下田の地域性や環境を考慮した上で、ICTなど最新技術の活用も視野に入れた小学校教育の在り方や部活動の在り方の検討を進めてまいります。

グローバルCITYプロジェクトの一環として、体験プログラム事業や英語力向上プロジェクト事業等を通じ、下田という国際性豊かで歴史・自然にも恵まれた環境の中で、自らの考えを自らの言葉で伝えられる国際的な素養やコミュニケーション能力を持った児童生徒の育成に努めてまいります。

なお、昨今の世界情勢等により食材費が高騰しているため、子育て支援基金を活用した学校給食費の保護者負担軽減策を講じるとともに、ふるさと応援基金による地域食材を活用した安全・安心な給食を提供いたします。

社会教育団体につきましては、活動機会が縮小しており、各団体の交流の場や新たな場の創出が必要になるため、下田開港170周年に合わせてシンポジウムの開催など、開国のまち下田の文化を発信する事業を推進いたします。また、まどが浜を活用し、子供たちのスポーツ・文化交流事業Sea&RainbowWeareShimodakidsを開催し、にぎわいづくりや魅力づくり、人づくりにつなげてまいります。

3番目は、人が集い活力のあるまちです。

観光産業は、市内経済の活性化と地域の発展に直結します。つながる、下田のブランド力向上を目指して戦略的な観光プロモーションを展開し、首都圏での観光イベントへの参加、ホームページ・フェイスブック等を活用した積極的な情報発信、下田市ロケーションサービスによる映画、CM、ドラマ等ロケ誘致や認知度の向上、美しい伊豆創造センター等と連携した台湾やタイ等の観光展でのPRなど、様々な機会を活用してまいります。

また、黒船祭やあじさい祭りなどの内容の磨き上げを図ってまいります。

みなとまちゾーン活性化事業につきましては、道の駅開国下田みなとを中心に、まどが浜海遊公園から下田市街地までのみなとまちゾーンの回遊性向上に向けた交流と、にぎわいの拠点としての具体策を検討いたします。また、し〜もんの窓口での体験プログラムやジオサイトの情報発信等、地域資源を活用した体験プログラムを積極的に展開いたします。

商工業につきましては、商工会議所や経済団体と連携し、地域の優れた商材の発掘、販路拡大やインターネットを活用した販売の多角化、空き店舗を活用した創業に取り組む事業者への支援を行ってまいります。

また、移住政策について当市のこれまでの成果は、移住希望の高いといわれる静岡県内にあっても上位の実績を残しています。移住希望者は農業への関心が高い傾向があるため、さらなる移住者の確保と地域おこし協力隊とも協力し、農地中間管理事業の積極的活用による新たな担い手の確保に努め、農業振興を図る取組にもつなげてまいります。

農林業につきましては、農業法人の参入について協議を進めるとともに、地域の将来を見据えた農地利用について協議を進めてまいります。

水産業につきましては、伊豆漁協が実施する種苗放流や漁船団誘致事業に対する助成を行うとともに、田牛漁港及び外浦漁港の小規模局部改良工事を実施いたします。

人が集う場としての新たな図書館の在り方として、まちじゅう図書館事業を展開するとともに、図書館を核とした生涯学習施設整備の基本構想を策定いたします。

最後の四つ目が、安全・安心なまちです。

新型コロナウイルス感染症に対し政府の対応方針が変更となることに伴い、新たな経済活動に対応したワクチン接種に取り組む必要があるとともに、生活様式の変更等により予想していなかった新たな課題が生じる可能性がありますので、安全で安心した市民生活が持続可能となるよう事業を進めてまいります。

災害対策を充実させるため、災害用備蓄品の購入、田牛地区の堤防かさ上げ整備に向けた実施設計、事前災害復興まちづくり計画の策定を行うほか、豪雨災害等による停電被害時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル発電機や蓄電池等の購入補助を実施いたします。

地域防災の要となる消防団につきましては、消防団員の確保が困難な状況に鑑み、部の統廃合による組織再編を引き続き検討してまいります。また、消防団車両配備計画に基づき消防車両を更新し、消防力強化を図ってまいります。

交通安全対策としましては、下田警察署、行政区、市内各学校及び交通安全関係団体との連携を強化し、交通安全街頭指導を中心とした啓発活動を積極的に推進いたします。

また、高齢者の方が安心して地域で過ごすことを目指し、介護予防のベースとなる居場所整備、認知症カフェ、成年後見推進事業に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険につきましては、令和5年度まで特定健康診査の自己負担金を無料とし、若年層の受診啓発による病気の早期発見や予防を促します。加えて、フレイル状態に着目した疾病予防の取組を行い、介護予防と連携させた機能改善を図り、健康寿命延伸の取組を行ってまいります。

子育て支援としましては、子ども医療費助成、中学校就学準備給付金の支給など、出生から18歳まで切れ目のない支援を実施いたします。また、少子化対策として、静岡県と県内市町で運営するふじのくに出会いサポートセンターの公的婚活支援や若い世代の結婚の希望をかなえるため、下田市結婚新生活支援補助金により、結婚による新生活を経済的に支援してまいります。

このほか、子育てに伴う喜びを実感できる社会を目指すため、引き続き、出産・子育て応援金の支給に取り組むほか、妊娠・出産・育児等の段階に応じた保健師・看護師等による手厚い伴走型の支援を行ってまいります。

以上、令和5年度の所信の一端を申し上げます。

さきに政府が発表したように、5月のゴールデンウィーク明けには、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられます。日本社会が、ようやくコロナ禍を脱して平常化に向けた新しいステージへと変貌していく明るい兆しが見えてきました。第84回黒船祭も、コロナ前のようににぎやかに開催し、たくさんの笑顔が、このまちにあふれることを市民の皆様とともに期待しつつ、しっかり市政を運営してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 以上で、令和5年度施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（滝内久生君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は17件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、一つ、社会の変化に対応した行財政改革、漁業振興や市民協働について、二つ、爪木崎野水仙群生地管理について、以上2件について。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 2番 中村 敦、明政会。議長通告に従い、趣旨質問させていただきます。

一つ、社会の変化に対応した行財政改革、漁業振興や市民協働についてです。

本市は、昭和40年代以降の全国的な観光レジャーブームに乗り、美しい自然景観と世界歴史遺産、豊富な食と温泉などの資源を活用し、全国有数の観光地としての発展を遂げ、従来

のドッグ等2次産業や水産業等の1次産業により、活力ある華やかな経済と豊かな生活を謳歌してまいりました。下田財務事務所の県税のデータでは、実に昭和36年から47年の約10年間で927%の伸び率として表れています。

人口においては、昭和50年には3万1,700人に増えたが、これをピークに減り続け、2035年には1万5,000人になるとの推計があります。高齢化率は40%を超え、出生数は年間100人を切り、現在では70人程度の想定もされております。さらに、あらゆる産業で後継者と労働者不足となっています。

景気よかった時代には、行政サービスと称して、清掃施設、斎場、汚泥処理等の料金を安価に設定したまま現在に至ってはいないでしょうか。事務事業の見直しや受益者負担の適正化による財源確保が必要と思われれます。

高度経済成長期からバブル、失われた30年から人口減少・少子高齢化社会へという変化に対して行政も変化しなくてはなりません、下田市ではどのように変化してきたのでしょうか、しっかり追随してきたと言えるのでしょうか。

令和4年度旗揚げのグローバルCITYプロジェクト、市長肝煎りの令和4年度から令和8年度までの5か年計画であります、主には人材の育成と交流による持続可能な未来の創造と要約できるかと思えます。これからのまちづくりは、行政主導の一辺倒でなく、市民と一緒に進み、つくり上げる姿勢が必要と思えます。

ならば、行政が変わるイコール市民が変わると言い換えることができると思えますが、グローバルCITYプロジェクトにより、児童生徒だけでなく、大人も教員も行政職員も変わっていき、その視点についても伺いたいと思えます。

広域ごみ処理事業と4Rリサイクル強化が本格化していくと思われれますが、これは市民が変わる、市民と一緒に変える、こういう意味において好機と言えるのではないのでしょうか。

質問です。

社会の変化に追随して行政がどう変化したか、各種負担金の制度について、また適正な受益者負担による財源確保について、当局の現状について伺います。

下田市は、第3次産業が80%以上の偏った産業構造ではありますが、それにしても一般財源の施策が観光産業に偏ってはいないでしょうか。赤ちゃんから高齢者まで、分野では福祉・教育・防災、産業では1次・2次産業など、様々に広く公平に施策を実施すべきと考えますが、その実態はいかがなものでしょうか。

そして、1次産業、特に水産業、これは海のまち下田の肝であると考えますが、その振興

について、どのような施策を行っており、令和5年度予算ではどのようなになっているでしょうか。また、グローバルCITYプロジェクトでは、持続可能なまちづくりの実践の中に地域資源の活用等もありますが、漁業振興は含まれておるのでしょうか。そして、その具体策についてはどのようにお考えでしょうか。

第7次下田市行財政改革大綱の実施計画の施設使用料の適正化として、受益者負担の適正化や公平性の確保、公共料金等の見直しとして、令和3年度スケジュールでは、ごみ持込み手数料改定、公共料金等審議会の開催などが計画されておりました。令和3年12月定例会において私は一般質問でも問いましたが、その答弁では、事業系ごみについては、環境省が作成している一般廃棄物処理有料化の手引においては、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされているため、一般廃棄物会計基準等でコスト分析を行い、適正な負担について検討を進めたいとの答弁をいただきました。

では、その後、その手数料や施設使用料、事業系ごみの事業者負担など、検討と実施状況について伺うものです。

大項目で二つ目の質問です。

爪木崎野水仙群生地の管理についてです。

去る12月20日から1月31日の1か月強の水仙まつりが実施され、太鼓の演奏やキンメダイの握りずし振る舞い、フォトコンテスト、ジオガイドツアー、ツーデーマーチなどが実施され、14万7,000人の入込客数、そしてメディアプロモーション、つまりCM等宣伝効果も表れ、まずまずの好評を得たと報告されました。

私は、令和元年6月の最初の一般質問から、一貫して宣伝広告よりもリピーター獲得型の観光振興策にシフトすべきと主張してきました。その点で、各種おもてなしイベントの実施は評価できますし、訪れた方々には喜ばれたことと思います。しかし、肝心の野水仙群生地としての評価はどうだったのでしょうか。1万球程度の植え替えを実施したとありますが、平地エリアと伺いました。かつてのポスターやブログ等の投稿を見れば、丘の上まで真っ白に咲いている様子は、残念ながら今年の状況とは程遠いように感じられました。300万本の水仙と標榜しておりますが、これがどうにも名ばかりに感じられました。河津桜まつりは、規模感も違いますが、何より桜の管理、注ぐ愛情が全く違うように思われます。河津桜まつりも水仙まつりも同じ、花をしっかりと見せて幾らの祭りと考えます。

そこで、質問です。

爪木崎の管理は、現在、水仙の管理は、現状、年間を通じてどのようにされているのでし

ようか。また、管理方法や予算がかつてと違うならば、どう違うのでしょうか。

さらに、地域おこし協力隊の活用や民間共同など、新たな施策を投じないと取り戻せないと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○2番（中村 敦君） はい。

○議長（滝内久生君） それでは、午後1時まで休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時0分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、社会の変化に対応した行財政改革、漁業振興や市民協働、特にグローバルCITYプロジェクトに関して、大筋のことについて私のほうから申し上げます。

先ほどの施政方針演説の中で申し上げましたとおり、現在進めていますグローバルCITYプロジェクトは、教育振興事業とグローバル推進事業の二つの柱がございまして、グローバル人材の育成、市民、学生、姉妹都市、大学、民間事業者といった多様な主体が、それぞれ本当に主導的に参画して持続可能なまちづくりを推進していくことを目指しております。

委員御指摘のとおり、従来型の行政主導のまちづくりではなく、やはり多様な主体がそれぞれ自ら積極的に参画していく、そういうまちづくりに変えていく必要があるというふうに考えております。本事業を通じて、この取組を幅広く市民の間に浸透させていきたいというふうに思っております。

ちなみに、昨日は国際交流事業、国際交流イベントとして、5か国からの参加者が集まった音楽のイベントが市民文化会館でございました。厳密に言うと、5か国というよりはですね、日本も入れますと6か国になります。この六つの国の人々が、音楽を通じて歌ったり踊ったり、最後にですね、すばらしかったのは、全くプログラムになかったんじゃないかと思

うんですが、そのうちのネパールの人たちがネパールの踊りをみんなと一緒にやろうと言って、そして、ステージのところで輪になって、歌って踊った、これがですね、私たち今まさにやろうとしてるグローバルの一つの象徴的なシーンだろうというふうに感じたところでございます。

以下につきましては、各課担当課長のほうから御答弁申し上げます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからグローバル関係の部分でございます。

グローバルという考え方につきましては、非常に幅広い考え方になっております。スポーツ・文化の振興や教育、観光産業などとの関係性が強く、多岐にわたる分野の事業を連携させて推進していくこととなります。また、グローバルCITYプロジェクトの基本方針の中でも、産業振興を主要事業の一つと掲げているところでございます。

こうした中、現在、SDGs海の世界を守るワーキンググループと、グローバルワーキンググループの二つの専門部会を設けまして、それぞれ月1回のペースで会議を重ねておりまして、4月頃提言書の提出をいただくということで、現在、作業を進めているところでございます。

そのワーキンググループの会議の中でも、海を対象としまして、生態系への支払制度、海洋生態系や魚つき林などの生物資源の持続可能な利用を図るエコシステムのアプローチ、地産地消、ブルーカーボン制度など、様々な議題が検討されているところでございます。こうしたものが直ちに下田市で導入できるというものではございませんが、今後、ワーキンググループからの提出される提言に基づきまして、本事業における具体的な取組について継続して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、私のほうから水産業界関係についてお答え申し上げます。

水産業界の振興施策につきましては、環境整備として漁港の浚渫や施設の修繕工事を行っているほか、水産資源の保護や魚市場への水揚げ量増加を図るために、伊豆漁協が実施する種苗放流や漁船団誘致に対する補助を行っております。

また、本年度におきましては、市場内の衛生環境向上のため、海水処理施設整備に対する

補助や機能性表示食品制度を活用したキンメダイの高付加価値化を図るための基礎調査を実施しております。

令和5年度の予算としましては、施政方針で市長より申し上げたとおり、引き続き、種苗放流や漁船団の誘致に対する伊豆漁協への補助を実施するほか、漁港整備の機能向上を図るため、田牛及び外浦漁港の小規模局部改良工事を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 財務課長。

○財務課長（日吉由紀美君） 私のほうからは、適正な受益者負担による財源確保についての御質問でございますけれども、施設使用料等につきましては、直近では平成26年と令和元年度の消費税率の引上げに伴い、一部を除き引上げ分を転嫁することとして改正を行ってまいりました。

第7次下田市行財政改革大綱の実実施計画においても、安定した財源基盤の確保のために公共料金の見直しや施設使用料適正化を実施項目と定め、年度ごとの進捗管理をし、取り組んでおりますが、令和2年度以降続きましたコロナ禍により大きな社会経済情勢の変化を受けたこともあり、この3年間は現状把握をしているところにとどまっております。

また、下田市公共施設等総合管理計画においても、公共施設等の維持管理のため、さらなる経費抑制と財源の確保が求められておりますが、昨今の物価高騰の影響を鑑み、市の財政負担と利用者負担のバランスを考慮し、使用料等の見直しを慎重に見極める必要があるものと考えております。

今後、社会情勢の変化や実情を的確に把握した中で、引き続き適正な受益者負担の在り方の検討を進めてまいります。

また、施策の偏りについての御質問でございます。

観光費につきましては、一部のハード事業を除いて、ほとんどが国・県補助のない単独事業であり、多くの国・県補助制度のある農林水産業とは異なり、観光施策を実施する場合は一般財源により行う場合が多くなります。

例えば、扶助費等の義務的経費、防災や義務教育とそれぞれの分野ごとに目的や財源、対象者数が大きく異なることから、これらの分野の事業を並べ、何をもちって公平にするかは大変難しい問題ではあります。予算編成に当たりましては、様々な要望がございますが、限られた財源をより効果的に編成するように心がけておりますので、御理解いただけたらと存じます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからはごみの持込み手数料につきまして、その内容、状況についてお話ししたいと思います。

ごみの持込み手数料を含めます事業者負担というものの在り方を考えるためということで、現在、清掃センターへの搬入車両への展開検査を実施しているところでございます。この調査は、今後の分析を進める前提条件となるごみ質の傾向を図るためでありまして、一般搬入車両の検査、これに加え、可燃ごみの委託収集、それから許可業者の搬入車両等に対して展開検査というものを行っております。

調査につきましては、繁忙期などを考慮して年間を通して行いまして、展開検査によって知り得たごみの搬入実態に基づきまして、今後ですね、ごみの持込み手数料の改定、あるいは適正な事業者負担の在り方というものを検討したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは爪木崎関連の御質問に関しお答え申し上げます。

毎年実施されております水仙まつりでございますが、地元の須崎区や下田市観光協会、交通事業者等が連携し、民間協働で水仙まつり実行委員会を組織して運営されているところでございます。

爪木崎及び水仙群生地につきましては、下田市の重要な観光資源の一つであるというふうに認識をしておるところでございまして、質の高いおもてなしとして訪れるお客様に、より水仙を楽しんでいただけるよう、今後も地元区や観光関連事業者と連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。私のほうからはですね、爪木崎野水仙群生地の管理について御答弁申し上げます。また、爪木崎の水仙の管理は年間を通じてどのようになっているかという御質問ですが、御質問は野水仙群生地を含む平地からの小高い丘までの全体の風景を言われているというふうに思いますので、野水仙の群生地を含むエリア全体と

してお答えさせていただきたいと思います。

爪木崎の水仙の管理は、都市公園をはじめとした公園管理業務として総務課が一括して行っております。水仙の管理につきましては、水仙まつりが終了した2月にですね、平地・斜面を問わず全体的に肥料をまきます。水仙が枯れるのを待った後にですね、6月に花が咲かなかった箇所の球根を掘り起こして、ビニールハウスで乾かしておき、9月に全体的に草刈りをした上で、先ほどの6月に掘り起こしたところへ乾かした球根等をもう一度植えると。また、そのほかにもですね、年間を通じて草刈りを実施。また、年1,000株の球根を購入し、また、水仙群生地付近の苗場で球根を育てるといようなことをしているところでございます。

水仙群生地を含む爪木崎の自然公園の草刈りや球根の植え替えについては、下田市のシルバー人材センターと委託契約を締結し、平常時は月に7日程度でございますが、作業を3人で、6月・9月は7日程度、作業員2人で、15日程度の作業を3人程度で行っているところでございます。

管理の方法とか予算につきましては、従来と特に違いはございません。また、地域おこし協力隊の活用や民間協働というお話でございますが、水仙の管理につきましては、エリア全体を市の正職員1名、会計年度任用職員8名と、それから先ほど申し上げました下田市のシルバー人材センターへの委託等に対応しているところでございます。人工について不足しているということはないかと思っておりますけれども、今後とも適切な管理に努め、よりよい風景となるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 多岐にわたる質問で申し訳ないんですが、御答弁ありがとうございます。

行財政改革、適正な受益者負担という部分で、まずごみについてです。

今現在、その搬入車両の検査、つまりごみを展開して分析してくれているということで、非常に大変な作業かと思えます。例えば、宿泊事業者のごみが含まれていると思えますけれども、その可燃ごみの中には、生ごみも、ビニールも、時にはペットボトルもですね、貝殻も、おしぼりも何でも入っていると思うわけですが、これをどうやって今後リサイクルを推進していくのかとか、していただくのか、市がリサイクル推進と言いましても、結局のところ市民、あるいは事業者がやることになると思います。さらに、ホテルで言えば、

従業員ではなくて宿泊客が分別することになるのかなと思います。

最近、ビジネスホテルではですね、部屋のごみ箱、前は一つぽんと置いてあっただけで、そこにビールの缶でも何でも入れたものですがけれども、今は可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルと、三つぐらいのごみ箱に分かれているような部屋がほとんどであります。そういうことも呼びかけていく必要もあるのかなと。

そして、では事業者としてもそういう努力をした分、やはり報われなければ続かないという部分では、料金体系というものの見直しの中で、国の言うように、事業系のごみの処分費は事業者が100%負担すべきというところのレベルまで段階的に引き上げる検討があるべきだと思います。

そして、事業者と生活ごみの区分が地域的にも非常に難しいということを常日頃聞いております。現在、個人経営の宿泊業などは、ほぼほぼ生活ごみとして出されているのではないかなと思いますけれども、それに対して飲食店のごみというのは、そうではなくて、しっかりと事業者で収集していただいていると思います。それでは、やはり不公平ではないのかなと思います。

民泊が急激に増えております、市内でも。例えば、京都市では民泊の事業者もしっかりと事業系ごみとして業者と契約するように徹底しております、例えば、一般住宅のマンションを誰かが買って、そしてそれを民泊として貸すというようなことが行われていますけれども、それについても、その民泊事業者がそのごみを一般の住民が入れるごみの収集ボックスに入れたということで、これで書類送検をされていると。そこまで徹底しています。この財源豊かな大都市でも、そのような施策を実施しているわけであって、逆に財源の乏しい当市では、なおさらのこと、そういうことを徹底していく必要が今後あるのではないかなというふうに考えます。

さきに産業厚生委員会のほうで視察をした茅ヶ崎のように、例えば、事業系ごみも一般のごみ収集場に出してもいいのだとであれば、事業系ごみは袋を分けて、少々高い袋になろうかと思えますけれども、それによって事業系ごみとして扱うというような施策を真剣に考えていくときに来ているのではないのでしょうか。

今後、民泊がさらに増える中では、事業届、住宅宿泊事業者届というのを県に提出するかと思うんですがけれども、じゃそのときに県のほうに、あなたのごみは事業系ごみなんだよというような案内文を出していただくようなこともお願いすることもできるかと思えます。

このグローバルCITYプロジェクトには、地域学習推進、あるいは地域課題の研究、ま

ちづくりの実践、そういう大きなテーマがございます。そういう中に、やはりこれからのリサイクル社会、循環型社会ということを考えたときには、そういう市民意識の改革もぜひ盛り込んでいただきたいなと思うところですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 展開検査につきましては、この2月頃から実際に始めていると。今後ですね、展開検査のやり方そのものにもいろいろ課題があるところですので、その辺を工夫しながら今後進めたいと思っています。

ただ、現状でですね、私もちょっと一度一緒に検査のほうの様子見ながら立っていたんですけども、混入されているごみというのが、やはりペットボトルであるとか、それから紙ごみであるとか、そういったものが、かなりやっぱり混入してるなというのが印象ではありました。

ただ、今やってる検査の中で民泊のごみかどうかというか、そういったところまで事細かな分析というのはちょっと難しいのかなというふうには思っていて、清掃センターに持ち込まれたところの段階で、ごみを広げて見てるといって、なかなか業種とか、そういったものを事細かに特定して状況を把握するというようなところまでは難しいのかなと思っていますけれども、ただ、事業系のこれはごみであるとか、そういった部分の把握であるとか、そういった混入が多いなというような傾向についてはつかめるような感触は感じております。

ですから、そういったところをですね、例えば、そういったホテルであるとか、飲食業であるとか、そういったところに、業界団体というのか関連団体とか、そういったところがございますので、そういうところに分別の御協力を直接お願いに行ったり、あるいは、これ回収・収集する事業者に対しても分別をお願いするであるとか、あるいは、そういった回収事業者を通して分別を各個人の事業者等にもお願いしていくであるとか、そういった展開を考えております。

今年度の予算で事業者向けのチラシを作成しているわけですが、そういったものを活用して呼びかけというものを強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 出したごみが、事業系か生活ごみかは出した本人が一番分かると思いますので、そこは出した人に周知していくしかないのだと思うんですけども、今、課長答弁にあったチラシというのは、どういう内容のものですか。つまり、個人経営的な宿泊業者

にも事業系ごみですよというような内容も含まれているのでしょうか。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 今、作成してももうすぐでき上がるころなんですけれども、事業系のごみというのは、これは産業廃棄物というものもあるんですけれども、産業廃棄物はこういうもので、事業系ごみはこういうもので、そういった大まかなまず枠というものがあるというのを事業者の皆さんにまず承知してもらおう。その上で、そういったごみについては事業者は責任を持って分別等をしなければならないですよという、そういった呼びかけを含んだようなチラシになっております。ちょっと細かい部分まで、最終系がちょっと私もまだ、申し訳ない、確認していないので、またそれを確認しておきますけれども、そういった形で事業者に分別を呼びかけていくような内容となっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ごみの分別、その前に事業者とその生活ごみの区別というものがあろうかと思えます。ちょうど広域ごみ処理施設の建設計画を進める中でですので、タイミング的にも非常に市民の理解も得やすい部分かと思えますので、ぜひこれは下田市だけじゃなくて、他の3町と協議して足並みをそろえて実施していただきたいと要望いたします。

次に、一般財源の部分について観光系に偏ってはいないかと御質問、そして答弁をいただきました。まどが浜の海遊公園の遊具が、この3月14日にお披露目、そして、いよいよオープンになるということで、市民は非常に楽しみにしております。市民の要望に応える形で、非常によい事業であったのかなと思うのです。

この海の前公園で、地域の家族が遊ぶ姿、声、こういうものを来訪者はどう思うのでしょうか。景観の邪魔だという考えもあろうかと思いますが、私は逆です。来訪者は、ああ羨ましいなあと思うのではないのでしょうか。さすが自然と共生する下田というまちは、子供と遊ぶのも海の前芝生の公園なのだなど。じゃ自分の住んでる地域を考えれば、マンションに囲まれた公園で遊んでいるなあと、いいなあこのまちは、こんなまちで子育てしたいなという部分かなと思えます。

では、青少年の遊び場が今あるのでしょうか。私、令和4年6月の議会で申し上げましたけれども、やはり若者が暮らしやすい、子育てしやすいまち、そういう中では、施策として、例えばスケートボード場であったり、フットサルであったり、ミニバスケット場であったりですね、そういう青少年、子供たちに人気で、そしてエネルギーを発散できるような、そんな

ものを整備したらどうかと申し上げました。

ソフト面での子育て支援、青少年育成というものをたくさん施策していただいておりますけれども、目に見える形でのハードな政策も必要なのではないのでしょうか。教育分野で言えば、やはり小学校の修繕にしても積極的に進めていただきたいと思うところです。しかし、ではじゃ実際財源的にどうなのかというところです。

小学校のトイレの修繕にしても、この平成も30年も過ぎ、そして令和にもなって国の交付金でやっとき小学校のトイレを洋式化しているような現状です。行財政改革によって満足に財源確保できるなら、それにこしたことはないですけれども、もしそれで足りないようであれば新たな財源というものも必要になってくるんじゃないのでしょうか。

特にお金のかかる観光、観光にお金をかけたい、あるいは事業者もかけてほしいというのであれば、受入れ、整備、宣伝、誘客、こういった財源確保として、受益者負担、あるいは原因者負担という観点から、広く来訪者にも一定の負担を求め、法定外目的税の宿泊税、このようなことの創設も検討してもいいのではないかと思います。

大きな自治体では、東京都、大阪府、福岡県、京都市など導入しておりますし、小さいところでは北海道の倶知安町、ここは3億円。ニセコ町、ここは来年度から2億円を見込んでおります。あるいは、広島廿日市市、ここは厳島神社を有する宮島のある廿日市市ですけれども、ここはニュウトウ税、ニュウトウはお湯でなくて島に入る税で、入島税というものをこの令和5年10月から徴収を開始するそうです。1人100円で3億円を見込んでいうことです。

この都合の悪いことに目をつむって先送りしてきたのが、今の下田市ではないのかなと。例えば、こういった目的税も、将来の財源見通しの中で、いずれ何かしら新たな財源が必要になるであろうともし推測されるのであれば、早いほうがよいわけで、今から検討も必要かもしれません。上下水道やごみ処理場も観光客のピークに合わせて大きく造っているのならば、なおさらのこと観光を特別扱いせず、そういった目的税の徴収も検討すべきではないのでしょうか。

この点については、趣旨質問にないので答弁も御用意されていないと思いますけれども、大枠の中での財源確保、将来の財源確保という部分で、財務課長、市長いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 法定外目的税につきましては、御承知のとおり、下田市では既に入湯税という形で取ってるわけなんですけれども、観光の皆様から、さらに別の意味での目的

税を取るかどうか、これは言うまでもなく観光への負のインセンティブとなりますので、もし導入するとすれば、相当な分析を行って、そして、そのデータに基づいて最も合理的なのは何なのかといったことを、専門家の意見も聞きながらというふうにして、そういったプロセスの中でやっていく必要があるかなというふうに思います。

一方で、2年前に私どもが行ったコロナ対策としての下田モデル、これは観光地である当市が、こちらへ観光に来てくれるお客様に対して、しっかりとした体調管理を求めるというですね、ある意味、マイナスの方向からの施策でしたので、これは、その当時、多くの人から、こういうことは言ってみれば上策ではないというふうに、そういった反対意見をいただいていたんですが、結果として導入しましたら、観光客の方も、私たちもそうやってきました。そして、そのほうがこのまちも安全に楽しめるのでいいと思いますと好評だったんですね。ですから、この税金をもしも新しく創設するとしても、場合によっては観光客の方が、こういうことであればいいんじゃないだろうかとおっしゃってくれる可能性は私はあるんじゃないかと思います。

エシカル・コンシューマリズムという言葉がありますけども、エシカルというのは倫理的なというんですよね。チョコレートなんかで、フェアトレードチョコレートというのがありますけれども、それはちょっと高いのはアフリカの、あるいは南米の子供たちが搾取されないようにするために、ちゃんとした価格設定になっているんですと。こういう時代に私たちは、今、向かっているんじゃないかという気がいたしますので、例えば、海の豊かさを守るための、そういった保護に使うための新しい税ですとかですね、そういったことは、先ほど申しましたけども、様々な分析や検討の末に創設を考えるということはあるかもしれないというふうに思います。グローバルCITYプロジェクトの中の一つとしてですね、今後、検討の余地が十分あるかどうかというふうに、今、私は第一印象として感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 税務課長。

○税務課長（佐藤政年君） 税務課です。目的外税の関係ですけれども、以前も一部御答弁させていただいたことがあるんですけども、下田市としては、今、他市町の事例を調査ということで内部では進めてきたところです。最近ですと、今、熱海市が宿泊税の導入を進めてまして、パブリック・コメントを実施して、そこでいろいろな意見が出てきたんですけども、そこら辺の発表がこれからということ聞いております。

それで、下田市のほうはどうかといいますと、入湯税、宿泊税いろいろあるかと思うんですけども、仮に入湯税とするなり、そこら辺は分かりませんが、今の観光振興上、どういう問題があって、どういう解決策があって、それに幾らかかるんだろうかというようなことで考えて進めていくんだろうというふうなことをまずは考えています。その中で、自分たちは税務課ですけども、観光交流課といろいろな意見交換だとか、そういうことを今年度は2回ほどはしております。

今後についてはどうするかというような結論については、今のところ出すに至ってはおらないというような状況です。

以上です

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） もちろん財源的な心配、心配がないのなら導入する必要がないのかもしれないし検討の必要もないかもしれない。だけど、その際、逆に財源的に心配がなくても、その環境負荷、その原因者負担というような部分で、市長おっしゃったように、自然を守るのもただではないのだという部分で理解を得ていくには時期的には十分いい時期にはあると思いますので、将来を見据えて検討を続けていただけたらと思います。

それから、次に漁業振興についてです。

各種補助金を漁協に対し、主に漁協に対し補助金を施策しているということで、漁業の主たる事業者は漁協を中心、トップとした組織ですのでいいことだと思います。しかし、現状について若い後継者たちと話をしてみました。事業者の減少、例えば、金目船は、かつて36隻あったのが今6隻。当然、水揚げ量の減少、魚種が不足している、後継者が不足している、新規参入が難しい、魚がとれてもほかの値のいい市場に持って行ってしまいう、あるいはとって売れない魚、既存販売ルートの再構築が必要ではないかなどなど、様々な問題点をまずは共有するところから始めております。

その様々な問題、これらを漁師、仲買人、飲食店、宿泊業それぞれの立場で、まずはこのままでは駄目だねという問題意識の共有から始めているのかと思います。行政の取組云々ではなく、地域の港の活性化という部分で、どこの漁村も似たような問題を抱えている中で幾つかの取組を紹介したいと思います。

熱海市では、つって熱海、その釣った魚を株式会社熱海魚市場が買い取って、そして、それをクーポン券に、市内で使えるクーポン券に換えてくれます。あるいは、以前、ふるさと納税推進についての一般質問でも紹介しましたがけれども、西伊豆町では、まちがガバメント

クラウドファンディングとして、稚貝や稚魚の放流事業、これを300万円を目標にして314万円の寄附を集めた。それが2019年ですけれども、そのときで3年目、今も継続しております。アワビ2万個、ヒラメ1万枚、こういった放流で漁場の活性、漁業の振興と、そして、さらにそれで成長したアワビをまた次の返礼品にするというような持続可能なサイクルの実現を目指しているところです。

あるいは、同じ西伊豆町では、はんばた市場というものが最近よく話題に上がります。こちらは、漁業者から直接魚を買い取って、未利用魚の加工販売などしております。はんばた市場への出荷者は、調べたところによりますと、伊豆市の土肥から伊東まで268事業者、鮮魚から干物などの加工品、そして農産物、お総菜などです。

はんばた市場の収入としては、販売手数料は農産物で8%、水産物は20%、加工品も20%ですけれども、この水産物については、20%のうち5%が漁協に行くという仕組み、からくりがございます。

さらに、ツッテ西伊豆というのを始めました。これは、遊漁船でお客さんが釣ってきた魚をはんばた市場で買い取って、それを地域通貨に換えて市内で使うことができるものです。漁業者不足、あるいは魚種・漁獲量の不足を補いつつも、何よりも話題性が抜群かと思えます。

このツッテ西伊豆の実績を紹介いたしますと、令和4年度2月の現在の実績ですが、182組で60万円と。コロナ禍を挟んで額は決して大きくはないんですけれども、順調に数字を伸ばしているところで、この先どのように伸びていくかは本当に未知数かなと思います。

そして、話題性という部分では、このメディアの露出に加えて、昨年から大手ゲーム会社とのコラボ企画を始めております。株式会社バンダイナムコアミューズメント、ここの人気の釣りゲーム「釣りスピリッツ」というものがあるんですけれども、それはあくまでバーチャルでゲーム上で釣りを楽しむゲームですけれども、そこで釣りの楽しさを知った子供や親子を西伊豆に呼んで、そして実際に釣っていただくというような取組で、非常にツアーが人気となっているようです。

それは、つまりはひいては漁業振興という部分で、遊漁船のお客さんが増えて収入が増える。遊漁船は、お客さんがいないときは漁もやっているわけですがけれども、全体としてその遊漁船・漁業者の収入が増えるということは、つまりは収入があるということは後継者も生みやすいでしょうし、新規参入を促すことにもなる振興策、そういう部分につながっていくのかなというふうに思います。

こういった漁業振興策という部分で、下田市も漁協が主体ではあるけれども、下田市として、やはりみなとまちの活性化というところで一つ、何というか、方針、ベクトルを持って取り組むべきことがあろうかと思えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 様々な課題と、あと実例をありがとうございます。

漁業者の収入、担い手不足、あとは漁獲量等々課題があって、いろんな仕組みの中でいろんな課題が、議員おっしゃったようにあろうかと思えます。

その中で、一つは、今、魚市場のほうの改修があります。その中で、そこら辺の仕組み、要するに、そこで釣ってきた魚とか、それをどう乗っけるとか、また漁協の立場としてというのがあろうかと思えます。私ども専門家じゃないですけど、その辺は、漁協さん、関係者の皆様と一緒に、まずは漁協から相談しながら今年になってスタートを切ったところでございます。

みなとまちゾーン活性化のところで、みなとオアシスという指定を受けまして、先ほど施政方針の中で市長が申し上げたとおり、道の駅を中心として、回遊性とか活性化、にぎわいを創出していく一つの施設として、魚市場が大きな役割を果たしていると思えます。

その中でも、当然、課題はいろいろありますので、先ほど言ったように、まずは小さいことからどんどん広げていって、課題を解決しながら、魚市場がにぎわいを創出したり輝く歴史の港でありますので、活性化に向けて市のほうもちょっと努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 課長からお話ありました、この魚市場の再整備計画についてちょっと確認させてください。

これについては、魚市場の再整備計画については、市は平成30年から令和元年に、2年間で751万4,000円、これを補助金交付しております。そして、その後、この事業が一旦ちょっと立ち止まっているというような中ですけれども、また再始動するような今お話だったかと思えます。この再整備計画、今現状、どうなっているのかについて、もう少し詳しく教えてくださいなと思えます。

それから、再整備について非常に予算のかかることだと思うんですけども、今現在、水産系の補助金しか充てられていないとするならば、みなとまちゾーン、そして、みなとオア

シス、こういう中で、観光系とか、防災系ですとか、そういった補助金も組み合わせることで、よりスピーディーに、より手厚い補助の中で進めていけたらどうかなと思うわけですし、現場からもそのような声がありましたけれども、その点についてということで2点お伺いします。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 魚市場につきましては、漁協より申出があつて、このコロナ禍の中で、事業を2年間延長というところがありまして、再開が5年度再開となっておりますが、新聞紙上等に3年赤字でしたか、という中でいろんな改善策を講じながら、2年間延長ということとなっております。ですので、その2年間で、そういうところを、うちと関係者を併せて、よりよいものにしていこうというところでございます。

あと補助金等につきましては、今、農林水産省でいろいろな補助金・交付金制度がございますので、その辺も新しくこの暮れにできたところもあつて、その辺の説明会等をうちも参加しながら、有利な制度に乗っかって、必要なところがあれば支援等をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） その農林水産省系の補助金以外の部分で、その観光系とか防災系のところで何か使えるようなものというのはございませんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 今、申し上げた補助金の制度といいますと、海業という制度がありまして、それはいろんな横のつながりを持った性質の制度でございますので、様々な角度からいろんなことができるというような認識で私は思っています。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 漁業の新規就業について一つだけお伺いします。

静岡県立漁業高等学園というものがございまして、これは1年間、言うなれば専門学校的なものですけれども、海や船の専門知識、実戦で使える技術、こういったものを習得して必要な資格を取得して、そして、卒業後は県内の漁業者に就職のあっせんもしてくれる。そして全寮制で、学費は60万円。寮生活の食費なんかも、こちらに含まれると。

さらに、卒業後2年間の漁業への就業によって、最低限ではありますけれども年間150万

円、これがその新規就業者に給付されて、最長2年間ということで、つまり漁業者にとっては国からの最低限の賃金の給付を受けながら後継者を育成できたり若手の従業員を確保できるという制度になっております。これについて、市としては、この制度のあっせんですとか受付窓口にはなっているでしょうか。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 県の制度と思います。ちょっと認識が違ったらごめんなさいですけど、国が行っている担い手の制度としましては別の形がありまして、事業主体としましては静岡県の漁業協同組合連合会ですか、ここが主体となって、手を挙げている方に対して漁船とマッチングして、そんなふうに乗ってもらうという制度が、下田市では21年から現在続いております。

それで30年以降、その手挙げがないところでございますが、13人ぐらい船に乗っていただいて就業したと。そのうち1人が、吉佐美のほうで漁業を営んでいるというところですよ。

中村議員おっしゃったその制度につきましては、市の方で周知等しておりません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 新規就業についても、各種制度があるということで、ぜひ積極的に発信して、後継者づくり、あるいは漁業の振興について努めていただきたいと思います。要望いたします。

次に、爪木崎の水仙のエリアについてです。

爪木崎というこの場所は、非常に複雑で美しい海岸線、そしてコバルトブルーの海。丘の上には、歴史ある灯台と。いにしえからの景勝地、そこに、さらに水仙の群生が文字どおり花を添えるということで、こんなにすばらしい景色はなかなかあるものではございません。この爪木崎というところは、本当に磨けば磨くほど光る、下田のあまたある宝石の中の一つです。だからこそというのですけれども、最低限やることはやっていますよでは感動を与えられないのではないかと、本気で磨いているのかなというふうに思うわけです。

実際、総務課の課長御答弁いただきまして、かつ、従来と特別変えてはいないということなんですけれども、さらに言えば、花の咲き方、確かに自然なものですので、何月何日に全部咲きなさいと言っても、それはもう難しいことなんですけれども、ですけれども地元の方々の年配者の話を聞いても、観光協会の話を聞いてもですね、花の咲きっぷりがどうにも衰えている、これではいくら人を呼んでいただいても肝心の花がこれでは、なかなか満足していただけない、リピーターになっていただけないのではないかな。かつてのように、この斜面一

面に咲かせるようにしないと駄目になる、どうにかしたいんだという声ばかりでございました。こう言われました。どうにもこの花に、あるいはその景観に注ぐ愛情が足りないんじゃないかと、専門知識が足りないんじゃないかなというふうに言う方がいらっしゃいました。

改めて聞きますけれども、この水仙について、誰が管理責任者で、そして誰が専門知識を持って指導して結果を評価しているのでしょうか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 管理のほうはといえば、総務課のほうで行ってございます。先ほども申し上げましたけども、1人、正職員の者があって、あとは会計年度任用職員を8人でということでございます。こちらについては、このところずっと、元は別の業務をやっていた者ですけども、このところはずっとこちらのほうの公園管理、そういった植栽関係をやっている者が担当してございます。

ただ専門家かというお話でございましたけども、専門知識は日々これからも研さんを積んでいくということになるかと思えます。その中で、もし足りないとか、そういったことがあれば、また補うなり、また研究をしていくなりということは今後も進めていかなければならないというふうに思えます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 河津桜まつりが、いよいよ昨日で終わりましたけれども、物すごい人出でございました。河津に、河津桜守り人というシステムというか制度がございまして。皆さんも御存じだと思いますけれども、この守り人になるには、講義を4回、実技・講義5回、講演会1回、10回の講習を得て、今現在、そして23名がボランティアとして年間を通じて活動しております。

さきの12月にも市民と一緒に剪定作業が行われて、やはり樹木医の専門家の指導の下で枝を切り落とし、さらに防腐剤を塗って仕上げると。さらに、枝は細かく砕いて肥料などにも使っているようです。

その地元須崎区でお話を聞く中で、そのエリア管理について市と協力することは決してやぶさかではないというふうに立場ある方がおっしゃってございました。ぜひ呼びかけてほしいと、逆にともおっしゃってございました。

そして、さらにお金がかかるのであれば、さきにも紹介したように、クラウドファンディングなのか、あるいは河津町でもバガテル公園のドッグラン整備にクラウドファンディング

をしました。200万円集めておりますけれども、そういったことによって、またさらにこれが発信になる。そして寄附者は、もちろん見に来てくれるでしょうし、あるいは、お金を集めるだけでなく、球根の整備なんかも、市民も、そういう寄附者も一緒になって市民協働でやっていくというような取組もありかなというふうに思います。ぜひ市民協働という部分で、かつてのような、非常にどれがかつてのようだとと言われると難しいんですけれども、さらなる愛情を注いで立派な水仙が咲くように、専門家のしっかり知識を交えながら取り組んでいただきたいと、こういうふうに要望いたします。

締めますけれども、今日の質問も明政会代表質問という形で、明政会の2大テーマである昭和からの脱却、そして自然との共生というものに沿うものでございました。この昭和の行政サービスという財務体質から、適正な受益者負担による健全な財政に変わっていくこと、そして、それは循環型社会やカーボンニュートラル、こういった先進的な知見と実務を取り入れた中で、市民との協働の上に成り立つ、そういう意味で今後も取り組んでいただきたいと要望いたします。

そして、自然との共生という部分で、さきのまどが浜公園の遊具もそうですけれども、伊豆の美しい自然はただ美しいのではなく、人の営みと融合することで輝くのだと、そういうふうに思います。そして、その光を指して観光なのだと考えます。

爪木崎も同じだと思います。下田にはたくさんの誇れる自然があり、それらは市民の、地域の財産です。この景色を生活の一部として守り、誇り、汗する、こういった姿に人は憧れや感動を覚えるのではないのでしょうか。

この自然という最大の地域の魅力に、さらにグローバルCITYプロジェクトによって別の魅力を創出しようと、そういうものだと私は考えます。高齢化・少子化が、限界集落化、いろいろなものが失われつつある中で、市長にはさらなるリーダーシップを発揮していただいて、大事なことは次世代の市民、移住者、交流人口、あらゆるものを巻き込んで協働していく、再構築していく、そういったものを要望していくものです。

最後に、市長、一言だけお願いできないでしょうか。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 一つ一つ正鶴を射たものというふうに、私も大変勉強になりました。

市の総合計画にも掲げますつながる、このつながるというものをですね、これからも様々な分野に広げていって、この下田が世界に誇れるまちになるように努めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○2番（中村 敦君） 終わります。

○議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、休憩したいと思います。2時10分まで休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位2番、一つ、ヤングケアラーの支援条例の制定について、二つ、地震に対する家屋、ブロック塀の倒壊に対するTOUKAI-0事業について、以上2件について。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 4番、清新会の渡邊です。議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

一つ、ヤングケアラーの支援条例の制定について。

先日、私がヤングケアラーの問題を初めて令和3年6月に一般質問をしたことがきっかけで、ファクスなどでやり取りをしている市内の女性の方から、本年1月26日に次のようなファクスが届きました。

近況報告と題し、ヤングケアラーの問題では大変お世話になっております。おかげさまで、昨年9月にNPO広域協会の自薦ヘルパー制度でヘルパーさんが見つかり、自宅内での介護に入ってくださいるようになりました。私も家族（息子さんがヤングケアラーです）も、とても助かっております。大変お世話になり、とても感謝しております。今後もこの問題について取り組んでくださいますよう、どうぞよろしく申し上げますという内容でした。

大人の代わりに家族の世話や家事を行っているヤングケアラー、近年、この言葉が目されるようになり、実態を把握する調査などが行われていますが、その支援はまだ十分とは言えないと思います。

改めて、ヤングケアラーとは、障がいや病気、要介護者などを抱えていてケアを要する家族がおり、介護をせざるを得ない状況で家事や家族の世話などを行う18歳未満の子供を指す言葉です。

ヤングケアラーとなっている子供は多いにもかかわらず、行政の支援がまだ十分に進んでいない問題があります。実態調査によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーでしたが、それを自覚している子供は僅か約2%しかおらず、分からないと答えている中学2年生も12.5%おり、ヤングケアラーに該当しているか分からないままケアをしている現状が分かります。

静岡県では、実態調査も終わり、その結果も報告され、我が下田市でも、学校教育課、福祉事務所、市民保健課が、この問題について三位一体で取り組んでいただいておりますが、各市町においても、この問題は大きく取り上げられるとともに、既にヤングケアラー支援条例が定められているところもございます。

その一つを紹介します。

令和4年5月に、埼玉県入間市ではヤングケアラー支援条例が議会に提出されました。その後、7月1日に施行されました。ヤングケアラーに対象を絞った条例では、全国で初めてと言えます。

条例では、学校でのヤングケアラーの早期発見を求めたほか、関係機関からの相談を受け体制を整備することが盛り込まれました。そのために、学校などの関係機関や地域住民の役割を明らかにしました。学校へは、ヤングケアラーの健康状態、生活環境の確認と支援の必要性の把握、市や関係機関と連携して適切な支援に努めるよう求め、地域住民の役割としてヤングケアラーへの支援の必要性を理解すること、ヤングケアラーや家族が孤立しないよう配慮することなどを定めています。そして、入間市に対しては、ヤングケアラーの支援のために関係機関や地域住民と連携し総合的な支援を実施することを役割として義務づけました。

改めて、ヤングケアラーの支援には多くの問題があり、これに対する把握が難しく、その子供たちは自分がヤングケアラーである認識がないケースが多く、学校や周囲に相談ができないのです。そうした子供たちは、家族の世話をするのが当たり前という認識を持っており、遊んだり勉強することに支障が出ていても、それに問題があるとは気づいていないこともあります。そのために、行政や学校による支援ができていないという実情があると言います。

そうした折、入間市のような条例ができることでヤングケアラーへの理解が広まり、子供たちも自ら周囲に相談しやすくなるかもしれませんと言います。こうしたヤングケアラーの支援が広まって、子供が子供らしく過ごせるような社会がつくられていくことに期待したいと思います。

昨年9月の一般質問に対し半年が過ぎようとする今、学校教育課長の答弁の中に、本年度、各校で行うアンケートの中にヤングケアラーに関する項目を設け、10月末までに実施し、その結果を参考にヤングケアラーの心配のある児童生徒を把握し、支援につながるようにしたいとの答弁がありました。その結果はいかがだったのでしょうか、お伺いします。

また、福祉事務所長から学校教育課、市民保健課、福祉事務所のそれぞれが相談窓口となり、ヤングケアラーの把握に努め情報の共有をするという答弁がございましたが、実際に幾つかの問合せ、相談があったのでしょうか、お伺いします。

最後に、下田市においても早く条例をつくり、ヤングケアラーの子供たちが自覚や自発に認識するなど、下田市独自で支援条例を一日でも早くつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

次に、地震に対する家屋、ブロック塀の倒壊に対するTOUKAI-0事業について質問させていただきます。

令和2年度・3年度の3月、私は地震に対する家屋及びブロック塀の倒壊対策についての一般質問をしました。そして、TOUKAI-0の事業の重要性について問いました。現在、TOUKAI-0の第3期事業が令和3年4月1日より令和7年3月31日までの計画で進められております。改めて、このTOUKAI-0事業は昭和56年5月31日以前に建築された旧建築基準の木造住宅などの耐震化の促進やブロック塀などの倒壊による災害を防止し、震災時における人命の安全を確保するため、国や県が共に進めている事業でございます。

建物については、まず、市より派遣される無料の耐震診断、これを受け、その後、補強計画・耐震補強工事を行うことで補助金を受けることができます。

住宅に対する耐震診断、改修工事実績は、平成28年から令和3年の5年間を見ると、耐震診断補助戸数は75戸で、耐震改修工事補助戸数は15戸でした。また、ブロック塀などの倒壊や転倒による災害を防止するため、撤去や改善する費用の一部の補助金を受けることができます。

下田市では、令和4年度の目標として、住宅耐震診断費補助戸数を20戸、耐震改修工事費補助戸数を4戸としましたが、その結果はいかがでしたのでしょうか、お伺いします。また、ブロック塀の倒壊、防止に対する実績結果に対してはいかがだったのでしょうか、重ねてお伺いします。

令和4年度、市民に対する家屋の耐震の周知方法として該当する住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進・耐震診断実施済者に対する耐震化の促進、具体的にはシニアクラブを訪

問し普及啓発の実施、市内全域を対象に300戸の家庭にDMの送付、耐震診断未実施者に対する戸別訪問、耐震診断実施者に対する耐震化の促進、また、診断後一定期間経過しても改修を行っていない人たちに対し電話・戸別訪問などによる耐震改修促進など、様々な取組をし、広報しもだ、メディアにも協力をいただいて、周知に対し様々な努力をしていただきました。

また、ブロック塀耐震改修促進事業として、ブロック塀の撤去や改善に対する費用の補助に対し緊急輸送路（国道135号、136号、414号、県道下田南伊豆線、県道下田松崎線）、避難路・通学路に面するブロック塀を対象に同時に進められてきましたが、結果を見ると、残念なことに、なかなか成果が上がっていないように思われます。

担当課におきましては、このTOUKAI-0事業も残すところ3年となりました。私は、改めて号外みたいなTOUKAI-0だけに特化した印象に残るパンフレットを作り、改めて耐震のない家屋の住民に配布したらと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。また、担当課の皆様に対しては今後どのようにこの事業を進めていくのか、お伺いします。

今、懸念されているのが東は駿河湾に始まり、遠州灘沖、熊野灘沖、紀伊水道沖、土佐沖、九州東方沖まで続く深さ4,000メートルの溝（これがトラフです）で起ころうとしている南海トラフ巨大地震です。

この地域で起こり得る地震が東海地震・東南海地震・南海地震で、また、この三つが連動して起こり得る地震が南海トラフ巨大地震です。静岡県の現在の被害想定では、最大10万5,000人が犠牲者となると考えられております。

火山学（地球科学）の第一人者、京都大学名誉教授の鎌田浩毅さんは、2035年からプラス・マイナス5年、つまり2030年から2040年の間に必ず起きると断言しております。規模は2011年に起きた東日本大震災の10倍以上、経済損失は20兆円と言われていますが、南海トラフ地震では220兆円以上、死者も32万人を超えると予測しております。

下田市耐震改修促進計画によりますと、下田市での被害はレベル1では死者数300人、全壊・焼失棟230棟、レベル2では死者5,120人、全壊・焼失棟3,620棟と大変な予想となっております。

下田市の場合、津波で多数の方が亡くなると想定されていますが、一般的に地震が発生した場合、最も死亡率が高いのが住宅の倒壊による圧死と言われております。静岡県では、建物の倒壊が31万9,000棟と想定されています。震度6・7クラスの地震が発生すると、動くことが困難になり住宅の倒壊に巻き込まれ死亡してしまうケースが多いとのこと。

改めて、家屋の耐震工事補助金額は、一般世帯、上限100万円、高齢者（65歳以上）の世帯は、県・市より10万円ずつプラスになり上限120万円、ブロック塀撤去工事においては、1敷地に対し最大26万6,000円、建て替え事業については、1敷地最大59万9,000円の補助額となっております。

ブロック塀に対しては、無料の耐震診断補強士は用意されておりません。そこで、ブロック塀の点検のチェックポイントです。1. 基礎の根入れはあるか、2. 塀は高過ぎないか、3. 控え壁はあるか、4. 塀の傾き、ひび割れはないか、5. 塀に鉄筋が入っているかの5点を目検で検査して確認します。以上の部分で一つでも不適合があれば、危険なので改善することとなります。

ここで、担当課長にお聞きします。

家屋の倒壊により緊急輸送路を塞いだり他人にけがをさせる原因になった場合、またブロック塀が倒壊しけがを負わせた場合、その所有者が賠償責任を負う可能性が高いと言います。先ほどのTOUKAI-0の周知に、ここまでの説明も含まれているのかをお伺いします。

市、防災安全課で進めております耐震シェルターについてお伺いします。

まず、補助金額が令和3年6月15日から補助率を2分の1から3分の2へ、限度額を15万円から20万円に拡大になりました。住宅の耐震補強工事に経済的な理由で踏み切れない方に対する事業で、地震シェルターという住宅内に安全な空間を確保することで、地震の揺れにより住宅が倒壊したときなどの人的被害を最小限にとどめ、その後の速やかな避難につなげることを目的に耐震シェルターを整備するときの費用の一部を助成する制度です。

防災安全課長にお聞きします。

2年前には1件の設置工事があったと記憶しておりますが、その後、いかがでしょうか。また、市民への周知は今も行っているのか、お伺いします。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、ヤングケアラー支援条例の制定についての御質問の中の学校におけるアンケート調査の結果とその対応についてお答えを申し上げます。

本年度、市内小中学校において実施をしましたアンケート調査では、何らかの家族のケアをしていると答えた児童生徒は13人おり、本人への聞き取りや家庭環境など、児童生徒の置かれている状況を確認しました。

現時点では、ヤングケアラーに該当するものではありませんが、児童福祉の視点から見守りが必要と思われる児童生徒も数名おり、福祉事務所、市民保健課とも情報を共有し、支援につなげられるよう対応を進めております。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ヤングケアラーの支援条例の制定についての御質問の中で、実際に幾つかの問合せ、相談があったのかという御質問、それから、支援条例の制定についての考え方についてお答えしたいと思います。

まずですね、問合せ・相談についてでございますけども、これまでに学校や教育委員会、市民保健課や福祉事務所におきまして、ヤングケアラーに関する相談事例は報告されておりましたが、ヤングケアラーの状態が日常化していて、御家族や子供本人にヤングケアラーになっているという自覚や問題意識がなかったり、御自分たちでは解決方法が見いだせず誰にも相談できないままとなっている御家庭があるかもしれません。こうしたことを防ぐため、また、本当に困っている方々を支援につなげていくために、ヤングケアラーについての認知度を高めるとともに、ヤングケアラーの状態にあってお困りのときには相談できる場所が幾つもあるのだということなどを何度も繰り返し周知して広めていく必要があると考えます。

これまでも、市広報誌への記事掲載や学校を通じたチラシ等の配布など啓発に努めてまいりましたところ、ヤングケアラーに関する認識は少しずつ高まってきたという手応えを感じております。これからも、ヤングケアラーの早期発見や実態の把握につながるよう、児童生徒や保護者、地域の方々に向けた情報発信を続け、当事者や御家族の方々が相談しやすい環境づくりと地域の方々から子供たちを温かく見守っていただける環境づくりに取り組んでまいります。

支援条例の制定についてでございますが、ヤングケアラーにつきましては、学校教育課、市民保健課、福祉事務所で連携して対応する体制を整えているところでございます。

対策につきましては、始まったばかりでもございまして、実績を積み重ね、これを検証しながら地域の実情に合ったやり方を見だし、また、情勢の変化に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えます。

支援条例の制定をすべきという御意見につきましては、3課の連携体制の中で他市町の取組の先行事例を調査研究するなどして検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、TOUKAI-0に関して答弁申し上げます。

まず、TOUKAI-0事業の実績としまして、個人住宅の耐震診断は当初予算で20戸を見込んでいたところ、テレビCM、県や市のホームページ、広報しもだ、ダイレクトメール、戸別訪問等の周知徹底を行った結果、約倍となる38戸の耐震診断を実施しております。また、木造住宅の耐震改修補助事業は、当初予算4戸に対し実施も4戸となっております。また、ブロック塀等の耐震改修補助事業は、本年度、ブロック塀の撤去を2件実施しております。

TOUKAI-0事業に特化したパンフレット等での周知については、個人住宅の耐震診断と木造住宅の耐震改修補助事業について、今年度、広報しもだに3回掲載しております。期限が設けられていることから、引き続き、広報やダイレクトメールなどを活用し積極的に推進を図ってまいります。

また、損害賠償の責任についてでございますが、家屋やブロック塀の倒壊による所有者の損害賠償責任については民法によって判断されることから、市から詳細な説明ができないため広報誌等には記載しておりません。しかしながら、訪問の際に会話のやり取りの中で賠償責任の生じる旨などを伝えている場合もございます。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、耐震シェルターの設置件数と市民への周知についてお答え申し上げます。

令和3年6月に補助率などを拡大したものの、現在までの設置件数は、令和元年度の1件のみとなっております。

市民への周知につきましては、広報誌、ホームページに掲載するほか、自主防災会連絡協議会や出前講座、戸別訪問等で周知を行っております。

今後につきましても、今年度同様、広報誌等で周知をするとともに、防災訓練など人が多く集まる機会を活用し積極的に推進していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） それでは、先に御回答ありがとうございました。

ヤングケアラーへの支援に対しアンケート調査の結果については、学校教育課長から幾らかの家族のケアをしていると答えた児童数は13人おりましたが、ヤングケアラーに該当する

ものではないとのことでしたが、児童福祉の視点から見守りが必要と思われる児童が数名いることから、福祉事務所、市民保健課ともに情報を共有し、対応を進めているとの回答をいただきました。ありがとうございます。

ヤングケアラーに対する問合せ・相談については、相談事例は報告されていない、所長がおっしゃっている様々な家庭事情もあり日常化しているため、自覚などできずにいる家庭もあることも事実だと私も思います。

ヤングケアラーについては、さらに認知度を高め繰り返し周知をしていく。これまでも様々な方法で啓発をしたことで、ヤングケアラーに対する認識が高まってきた。これからもヤングケアラーの早期発見や実態につながるような様々な環境づくりに取り組むなどの回答をいただきました。

本題のヤングケアラーに対する市独自の条例制定については、ヤングケアラーについては3課で連携して対応し、対策については始まったばかりであることから、実績を積み重ね、情勢の変化にも応じて柔軟に対応したい。支援条例の制定をすべきという意見に対しては、3課の連携の中で、他市町の取組の先行事例を調査・研究するなどして検討するとの御回答をいただきました。

以上の回答をいただき、ありがとうございました。ヤングケアラー問題に対し、各課が三位一体で取り組んでいることに感謝いたします。私は、条例をつくることで、このような支援があるのなら、ヤングケアラー自身、また家族の方々もこれを認識し、申出が増え支援を受けたい家庭が増えると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。福祉事務所長よろしいですか。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 先ほども申し上げましたように、市内におきまして児童生徒さんへのチラシ、それから保護者に対する広報をしてございます。また、地域の住民の方々にも広報誌等でヤングケアラーという言葉、それから、その言葉の意味が浸透してきているというふうに理解しております。

このことによりまして、地域の温かい見守りの中でヤングケアラーではないかというお子さんについての御連絡をいただいたり、あるいは保護者の方や児童生徒さんのほうから相談される機会も増えてくるかなと思います。そうしたことが出てきた場合、学校、教育委員会、市民保健課、それから福祉事務所で事案に応じて対応してまいりたいと思います。

御家族・御家庭の事情によって、複合的で生活困窮ですとか、障害の方がおられるとか、

高齢の方がおられるとか、いろいろなケースに応じて複合的な事案もあろうかと思えます。多くの機関が連携して支える方法を、手だてを見つけて早期に発見するということと適切な支援を届けると、つなぐというところですね、ここを重点的にやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 御回答ありがとうございました。

先日、私のところにファックスがあり、今まで私が匿名で紹介をしていた方から、このたびヤングケアラーをテーマにしたシンポジウムがあり、間接的に私も参加させていただくことになりました。お忙しいとは思いますが、ホームページなどを御覧いただけたら幸いです。今後も、この問題について取り組んでくださいますよう、どうぞよろしくお願い致しますとのファックスをいただきました。

そのシンポジウムの内容を私も見させていただきましたが、内容が私の想像以上のものだったので、この方にお許しをいただき、身近なヤングケアラーの実例として紹介します。

まず、この方の名前はコハヤシキさんといいます。稲梓に在住の方です。コハヤシキさんは、化学物質過敏症、電磁波過敏症、さらに筋肉性脳脊髄炎の病気を持っているため、病院に入院して治療を受けることができず、自宅で療養するしかありません。

改めてコハヤシさんの症状について説明しますと、化学物質過敏症、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒、芳香剤などの日常生活で私たちが何げなく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛や倦怠感、不眠など多岐にわたって症状がある疾患です。電磁波過敏症、電磁波に過敏のため、身の回りにある微弱な電磁波を浴びただけでも頭痛や吐き気を感じてしまう人々の症状です。緊急性脳脊髄炎、突然原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、微熱・頭痛・筋肉痛・関節痛・脱力感・思考力の障害、鬱病などが長期にわたって続く疾患です。これらの症状があるため、病院での治療が受けられません。

それでは、そのシンポジウムについてお話しします。

このシンポジウムは、日本ALS協会がヤングケアラーをテーマにし開催をしました。そのシンポジウムには本人が参加できず、その代理人が代読する方法で始まりました。なぜ本人が出席できなかったかという、彼女の病名はシックハウスによる環境疾患の化学物質、電磁波過敏性発症（長男長女も同様だそうです）。その後、息子が小学生のとき私は筋肉性

脳脊髄炎を発症し、身障者1級となった。

発症時の家族構成は、夫、私、長女、長男、私の両親。夫は単身赴任で東京在住、長女は大学に進学し埼玉に居住。ほぼ同時期に、父が認知症を発症、母は家事と父の世話、長男は私のそばという状況になりました。

母は、機嫌が悪いと食事を作ってくれなくなり、そういうときは長男が作ってくれた。ヤングケアラーの方です。長男は、私の入浴、着替え介助、トイレ介助もしている。学校休みの日は、家の掃除、布団干しなど、家事全体もしてくれていた。夜は私の横に寝て、夜中のトイレの介助もしてくれた。母は介助の仕方が乱暴で、体調が悪化しているため、私の介助はお願いできなかった。父の認知症が悪化するに従い、母は言葉の暴力でなく、私の裸のお尻や背中をぶつようになり、介護放棄をすることもあり、長男の負担が増えた。私も長男もこの頃が一番つらかった。

長男が学校に行ってる間、トイレ移動させてくれる人が母しかなく、母は自分の部屋に閉じこもってしまうためトイレに行けないことがあり、とてもつらかった。そんなとき、あまりにも体調が悪くなり、苦しくて悔しくて手首を切ったこともある。自力移動ができないため刃物を取ることができないので、手元のコップを割って動脈をカットしようと思ったが、力が足りなくて動脈まで届かなかった。

長男は穏やかな性格で、相手の状況をよく理解できるため、介護はとても上手。父も母の言うことは全く聞かなくても、長男には素直に従っていた。そのため、ますます長男の負担が増えることになった。長男本人は、それほど深刻に受け止めていないため余計に申し訳なかった。私は、長男のためにも早く死にたいと思っていた。

私は、発病するまで看護師をしていた。東京の病院に勤務し、ICUで働いていた。まさか自分が病院に入院できない疾患、障害を持つことになるとは夢にも思わなかった。入院による治療と家庭での介護は全く性質は違うことを身をもって体験した。家庭内での介護は、家族や当事者の負担は非常に大きい。現在、受入れ可能な病院は日本にはない。こうした問題があり、家族介護にならざるを得なかった。

数年前から、世の中でヤングケアラーの問題が表面化することになり、下田の議会だよりにヤングケアラー問題に取り組まれている議員さんが掲載されていたので連絡を取り、障がい者相談支援員からも話を聞いてくださるようお願いした。その後、議員さんがコバヤ家の状態を議会、福祉事務所に伝えてくださり、議会から私へのヒアリングがあり、これに併せて私のほうからは重度訪問介護の申請をした。静岡県のヤングケアラーの担当者が、相談支

援員と下田市に対してヒアリングをした。私と長男からの今後の要望を支援員を通して伝えてもらった。ヤングケアラーへの具体的な支援策は、まだまだないまま長男は18歳になる。

以上がシンポジウムの内容でした。

次に、TOUKAI-0に対することに移らせてもらいます。

建設課の努力によって、先ほど報告した令和3年までの5年間のトータルの耐震診断戸数75件に比べ、4年度の1年間で38戸と大幅な増となりましたが、残念なことに、改修工事は4戸、また、ブロック塀撤去は2件と伸びが少なかったことが残念です。

個人住宅の無料耐震診断については、令和6年度で終わり、木造住宅改修補助金事業も令和7年度で終了するといいます。あと二、三年で事業が終了してしまいますので、5年度は4年度より一層増えるよう、さらなる周知をお願いする次第です。

家屋やブロック塀の増加により、他人に対する傷害賠償は民法によって、その様子を伝えることもあるとのこと。やはり賠償に対しては、所有者に助言が必要と思います。よろしくをお願いします。

最後に、シェルターについて二つほどお尋ねします。

設置件数が増えてないとのことですが、他の市町でも耐震シェルターの補助事業をしていると思いますが、どのような状況か、把握しているかお伺いします。

また、2番目として、他のまちでも実績が伸びない状況が見受けられますが、下田市としては、周知だけでなく普及させるための施策をどのように考えているでしょうか、お伺いします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） ありがとうございます。

実績につきましては、今後、周知等も含め徹底して推進を図ってまいりたいと思いますので、議員のほうにも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

あと損害賠償につきましては、私もちょっと県のホームページとか他市町のホームページを見たんですけど、そこまで記載しているところがありませんでした。それについては、ちょっとまた県のほうとも相談していきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、耐震シェルターについて他市町の状況に

についてお答えいたします。

県内では、22市町において同様の補助事業を実施しております。令和3年度の実績としましては、県内で4件となっており、内訳としましては富士市で1件、静岡市で1件、浜松市で2件となっております。

今後の施策についてですが、各市町において補助制度の普及促進については苦慮しているのが現状です。今後につきましては、様々な場面で周知を行うとともに、県内共通の課題として、県や各市町の防災部局等関係者と改善策について協議をしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 答弁、ありがとうございました。

この土曜日・日曜日、4日・5日とNHKのスペシャルで南海トラフ巨大地震のドラマを放送しておりました。見た方も多いと思いますが、このドラマでは、死者10万2,000人、警戒の対象となるのは29都道府県の6,000万人という設定の下でのドラマでした。大変興味あるドラマでしたが、被害が少なくなるよう準備が必要だと、つくづく思われました。

令和4年度においては38件の耐震診断をしたと言いましたが、先ほど担当課の方策をさらに進め、いい機会ですから、そういうところへ、また再度、先ほど言いましたみたいに、いろいろ連絡をしてもらって、1件でも耐震工事とかシェルターの関係が増えることを祈っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（滝内久生君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番、一つ、庁舎建設事業の確認について、二つ、旧グランドホテル取得事業の確認について、三つ、1市3町広域ごみ処理事業について、以上3件について。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

○5番（矢田部邦夫君） 本日最後の質問者になりますが、いましばらく御協力のほど、よろしくお願いたします。

再興の会の矢田部邦夫です。議長の通告に従い一般質問をします。

議員の最も大事な役割は、議案に対する賛否のある中で審議をし採決を諮ることと、税金の無駄遣いにつながっていないか、的外れな仕事をしていないかをチェックすることが重要

だと思い、一般質問を通し是々非々で取り組んできました。このことを踏まえ、3大事業について、私の思い、考え方を述べさせていただきます。

今日まで、2年半における議案の各事業、予算などの進め方は当局主導で進められ、議会としてのチェック機能が十分に果たされてこなかった議会の責任は重大だと思っています。それぞれの議員は議案を十分吟味したのか、物事を進める事業に慎重に考え理にかなっていたのか、本当に自分自身が是々非々で臨んできたのか、大局的な立場に立って考えてきたのか、下田市の将来を見据え検討してきたのか、疑問を抱いてきました。

また、議員は市民の負託を受けていることを都合よく解釈してはいないだろうか、議員としての責任の重さは計り知れないと思っています。

昨年12月定例会の私の一般質問に対し、特に市長の回答は私への責任転嫁にも聞こえ、他の回答についても的外れで、はっきりとした回答をいただけませんでした。市民の方々は、結果を見て判断せざるを得ないと思いますが、結果が出るまでのプロセス（経過）が重要であり、可決したからよいのではなく、いきさつがどうだったのか、今後どのような展開になっていくのかを分かりやすく説明し、把握していただいて初めて納得できるものと思います。

庁舎建設事業は可決しておりますが、いまだに計画が変更されたり解体予定だった体育館を活用、金谷旅館側からの庁舎出入口の課題もあり、部署の一部の配置とか、はっきりしない状況が続いております。体育館の1階を多目的広場に、2階部分の一部を事務室とする方向も示されています。

また、旧グランドホテル取得についても、昨年の12月22日に裁判所から担保権消滅の許可決定通知を受理したと建設課より報告を受け、今後の予定が示されました。

1市3町ごみ処理事業については、まだ道半ばだということだと思っています。

この3大事業のうち、2事業については可決し進められておりますが、いまだに疑問点が多く、市民・議会での合意形成が不十分の中、行き当たりばったり、半ば強引ともとれる進め方に受け取れます。いずれの事業も12月議会終了後から1月度にかけて大きな動きの出た概略を説明してまいりましたが、詳しくは再度確認をしながら質問をしていきます。

一つ目、庁舎建設事業の確認について。

12月、プロポーザルで選定したスープの提案内容が公表されました。解体予定の旧稲生沢中学校の体育館を活用し、1階の1,000平米を多目的広場で2階の500平米を事務室とし、3階建て新築棟の延べ床面積約2,000平米、旧校舎が2,900平米、合わせ合計5,400平米、総事業費は約18億5,000万円とされました。

企画課長にお尋ねします、確認を含めて。

1 番目として、総事業費18億5,000万円で収まるでしょうか。また、各事業別に事業費が分かれば、それぞれ回答をお願いしたいと思います。

2 番目、体育館を多目的広場とし2階を事務室として検討されているようですが、決定はしてまずでしょうか、回答をお願いします。

2、旧グランドホテル取得事業の確認について。

2月17日の全員協議会で報告があり、令和4年12月22日に千葉地方裁判所から担保権消滅の許可通知を受理したので、令和5年1月25日に破産管財人と不動産売買契約を締結し、2月1日に公有財産購入費100万円を千葉地方裁判所に支払い、2月13日に破産管財人から担保権（根抵当権）の抹消手続が完了した旨の連絡。同日、静岡地方法務局下田支局発行の全部事項証明書にて、2月8日、全部抹消を確認。2月14日、静岡地方法務局下田支局に所有者移転登記を申請し、2月17日に完了したと建設課長より報告を受けました。

建設課長に確認を含め質問します。

1、令和5年度、安全対策として敷地周辺に仮囲いを設置し、侵入防止対策や飛散防止対策として工事費予算520万円が計上されています。解体費用は4億円から5億円が予定されていますが、業者からの見積額は実際のところ幾らになるでしょうか、回答をお願いしたいと思います。

2 番目として、跡地を防災公園としているけども、具体的にはどのようにするのか考え方をお聞かせください。担当課長の回答をお願いします。

3 番目、1市3町広域ごみ処理事業について。

昨年8月26日の全員協議会で、（仮称）南伊豆地域清掃施設組合理約案が示され、令和3年9月に南伊豆地域広域ごみ処理基本構想を策定し、同年11月16日に1市3町で取り交わした覚書、合意事項に沿って事業を進めていますと、令和4年11月25日の全員協議会で報告を受けました。

12月定例会で、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合設置は可決しております。この、2月17日の全員協議会の報告によると、市長は、1月20日に1市3町で組合設立に関する協議書を取り交わし、静岡県に組合設置許可申請を行い、1月31日付で組合設置許可を受けましたとのことでした。

また、住民投票条例制定の委員会審議も本題からは遠くかけ離れた的外れの意見に終始し、2,300名の重みのある署名を軽視し、否決されました。現在、環境アセスメントを調査中で

あり、場所も未確定の状況で急がなくてもよいことなのに、この一連の流れは市長主導で周りを固め、焼却炉施設を現在地へ建て替えるための布石ではないかと、私は市長の段取りに違和感を持っています。

ここまで来て下田市の状況は大きく変化してきており、問題点は大きく分けて2点に絞られてきたと思っています。

1点目は、ごみの減量化だと思います。2点目は、人口減少の加速化と財政問題だと思います。

市長にお尋ねします。

市長は、下田市を世界のSDGsのまちにしよう、ごみの分別はやらなくてはならないと、たしか議会で述べていたと思います。焼却炉施設の建設との関係はどう考えておりますでしょうか。

2番目、人口減少の加速化と財政の問題はどのように考えておりますでしょうか。それぞれ回答をお願いします。

以上で私の趣旨質問といたします

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうからは、最後に三つ目のお話としてSDGs云々、焼却炉施設の建設の関係云々についてお答え申し上げます。

SDGs世界のまちの実現のためには、このごみについては発生を減らすことが、まずは重要、ごみの発生を減らす。このためには、リサイクル社会になる必要がある。下田がリサイクル、世界の中でも、ああそこまでののかといったふうにしなければならない。それは、人々一人一人がライフスタイルを見直すことだと思います。それを繰り返し申し上げてきました。

この場所、現在の場所を、現在、私どもとしては最適と考え、そこでもってアセスメントをしております。1市3町の施設を集約化し経済性・効率性を図るとともに、環境面でもより向上されるように計画を今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 新庁舎建設事業につきまして、新築棟の設計者選定のためのプロポーザルを昨年12月に実施をし、体育館活用の提案をした株式会社スープを選定し、契約を

締結したところでございます。

御指摘の18億5,000万円につきましては、プロポーザルの提案の中で体育館活用を含む提案内容に基づく参考金額と認識しており、これは体育館活用によってコスト抑制の可能性があるということを示しているものと考えております。

事業費につきましては、基本計画に基づき提案内容を参考に、今後、基本設計・実施設計を進める中で、その時々建設資材の価格状況や社会情勢等を勘案しながら様々な視点で検討を行ってまいりたいと考えております。

各事業別の事業費につきましては、令和5年度当初予算案に旧校舎の改修工事費7億円を計上させていただいております。そのほか新築棟などにつきましては、現在、設計作業中であります。資材価格の状況や社会情勢等を注視しながら、事業費につきましては、できる限り節減をしたい、そういう方向で検討していきたいと考えております。

また、体育館につきましては、プロポーザルにおける提案を受けまして検討を行う中で、事業費の抑制を図りながら利用しやすい庁舎を実現できる可能性が高いと考えておりますが、全体設計の協議を進める中で、利便性や安全性、事業費など様々な視点から、現在、詳細な検討を進めております。

体育館の利用につきましては、プロポーザルによる提案内容を参考としながら、機能や配置事業費等、様々な可能性を検討している最中でございます。

なお、新庁舎全体の配置計画における基本的な考え方としまして想定される稲生沢川の洪水による浸水高を考慮し、執務室は2階以上に配置することを基本として検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうから、グランドホテル関係について答弁いたします。

まず、新年度予算に計上しました安全対策工事520万円は、静岡県積算基準書等に基づき設計標準単価や業者から参考として見積り徴収を行い積み上げて算出しております。

また、解体工事4億円から5億円につきましては、業者見積りではなく、過去の事例などを参考に算出した概算金額でございます。

また、跡地の活用として、防災公園、つまり防災機能を有する公園を整備することとしておりますが、具体的な機能や設備等につきましては、専門家や国・県、関係部局、さらには市民の意見を伺いながら、基本構想や基本計画設計において検討してまいります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 財務課長。

○財務課長（日吉由紀美君） 広域ごみ処理事業における人口減少と財政の問題でございますけれども、議員の御指摘のとおり、人口減少等により歳入の根幹であります市税なども今後減少していくことが見込まれます。地方交付税による補填があると言いつつも、その基礎も人口であることから、財政的には厳しくなることが想定されるところでございます。一方、一般廃棄物の処理は地方自治体の最も基本的な責務の一つであり、人口・財政基盤の大小にかかわらず、その責務を放棄することはできないものと考えます。

今回の広域ごみ処理事業につきましては、人口減少が進み財政基盤が脆弱な賀茂地域だからこそ、それぞれの市町が単独で行うのではなく、一部事務組合による共同処理として実施することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 再質問する前に当局の皆さんにお願いしたいんですが、私のほうでは、この議場というのは戦場みたいな考えの姿勢でいるんですよね。ですから、指名された方に回答をお願いしたい、ぜひ御協力のほどお願いしたいと思います。

再質問をさせていただきますが、建設課長、庁舎建設事業からちょっと話をさせていただきます。

この18億5,000万というのは、これは確定な数字かどうなのかということと、それからもう一つ、先ほど2番目にした体育館の活用、これはもう決めているんでしょうか、そこだけはっきり、もう一度回答ください。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 18億5,000万につきましては、先ほども御説明したとおり、プロポーザルにおける設計業者の提案ということで考えておりますので、今後、設計を進める中で事業費については決定をしていくようになりますので、こちらについては確定した額ではないと考えております。

また、体育館につきましても、提案により体育館の活用が提案されております。これについては、現在検討中ということで、最終的な確定にまで至っているものではございません。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） あのですね、私が思うの、心配してますのは、この事業を一番最初計画されたことが、ことごとく変更されてきてるんですよ。一番私が心配しているのは、中学校の改修工事はやるんだと、新築棟も建てるんだということは決めてるんですよ。ところが、基本計画が出てくるのも全て内容が変更されてきてるんですよ、基本計画が、改訂版の。それで、その中で事業内容がいろいろ変化してくるとね、僕は事業費がかなり高額になっていくんじゃないかという懸念をしてるんですよ。その辺は、どうなんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

○5番（矢田部邦夫君） お願いします。

○議長（滝内久生君） 3時25分まで休憩します。

午後3時9分休憩

午後3時25分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、先ほど質問のございました新庁舎の事業費の関係でございます。

事業費の関係につきましては、こちらにつきましては基本計画改訂版でお示しをさせていただいているとおり、全体事業費については枠をはめて執行していきたいところが基本でございます。ですので、18億5,000万という数字は、あくまでもプロポーザルにおける参考数値、全体の事業費につきましては、この基本計画の総事業費、こちらの枠をある程度遵守をする方向で決めていきたいということで、どこまでも野放図に予算を使えるというふうな考えは当局としては持っておりません。

設計の考え方としまして、基本計画の中におきまして、中学校の活用棟と新築棟の二つの建物から大きく構成していくというのが基本計画の考え方でございます。このうち、改築等につきましては、中学校の改修ということで進めていく1棟、それから新築部分につきましては、従来、新築1棟ということで考えていた部分を、今回、スーブの提案の中で体育館を新築の一部として活用できるのではないかと、そういう提案の中で考えているところでござ

います。その中で、新築棟の事業費の考え方につきましても、当然ながら全体の事業費、ある程度の枠の中で収めたいという中で、できる限り縮小をしていきたいと、そういう考え方で進めております。

全協等でもお話をさせていただいてますし、個別の説明会、意見交換会も行わせておりますけども、例えば議会の諸室、議会関係諸室を中学校の活用棟にそのまま残すであるとか、市庁舎周り、こうしたものも残していくとか、そういう中で、新築等については全体の事業費を見た中で、新築棟の面積の削減・縮減、こうした中で事業費については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） ありがとうございます。

計画はですね、まだいまだに検討するなんていうような話をしてる段階では僕はないと思っています。ただ、先ほど課長のほうから説明がありました中学校の改修棟、私はこれには反対してないんですよ、議会で決まっていることですから。ただ問題は、5億8,000万の予定が7億に今回の予算で計上されているということです。1億2,000万増えてるんですよ。いいですか。

それとね、もう一つ私が言いたいのは、あそこの中学校のグラウンドの敷地、12月の議会で、私、庁舎建設のことには詳しく述べておりますので、省略してポイントだけ話します。ここはですね、予定地を含めて1万6,550平米かな、1万6,550平米あるんですよ。この敷地を中学校改修棟を造ったら、新築棟も建てたら全部使わなきゃならないわけですよ、動かすことができなくなってしまうわけ、20年間。20年か30年か分かりませんが、当局は20年と言っていました。そうすると動かさなくなっちゃうということ。そうなると、無理があるということです。だから、僕は新築棟は考えたほうがいいじゃないかという考えを持ってるんです。私が、今、考えているのは。そうしないと、これね、事業費が物すごく増えますよ、きっと。

再度質問しますけども、中学校の1階をね、1階の出入り口、ホールができるようにピロティ方式で考えているかどうか、そこを回答ください。やるかやらないか。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 今の御質問のあった中学校改修棟、中学校の校舎の活用につきましては、ピロティという考え方ではなく既存の校舎を活用しますので、従来どおり事務室で

すとか大事なものを置くというスペース、執務室とか大事なものを置くスペースとしては活用しないという方向で、例えば会議室ですとか、多少浸水の場合に水につかっても大丈夫なものの倉庫ですとか、そういう形の利用を考えておりますので、利用方法で中学校の1階については考えていきたいと思っています。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、これもし仮にプロティ方式というのは僕は反対なんです。2階、3階、4階を支えるとしたら膨大な費用かかりますよ、いいですか。だから、これはやるのかやらないのかはっきりしないと、事業費は大幅に変わってくるはずですよ。課長、ピロティ方式。抜くわけですから。

先ほどね、先ほど渡邊議員が言われてました南海トラフの地震、これ2035年前後と言われてるんですよ。そういうことを考えたら、僕はピロティ方式は合わないんじゃないのかなというふうに考えてます。それ、今、課長のほうは濁したような回答だったから、はっきり分かりませんが、やるかやらないかね、そこだけははっきりしてください。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） プロティ方式、新築部分については要はかさ上げという形で1階部分をピロティという形の構造にすることは検討しておりますが、中学校については、すみません、既存の建物としてございますので、構造としては今の構造をそのまま使います。ただ、利用の仕方として、そういった洪水浸水を配慮した使い方をしていきたいということで、構造的な変更は一切考えておりません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） じゃ、やらないということですか、壁を抜くということをやらないということですか、今の構造を残すような話でしたから、そこは心配なんです、僕は。

[発言する者あり]

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 中学校活用棟の1階から4階について、構造ですとか、耐震ですとか、構造上どうしても取れる壁と取れない壁というのがございます。そういった中で、一部利用上、設計の工夫が必要でございますが、構造上問題ない壁については、ある程度取ったりとかということもございますけども、構造上必要な壁は一切そのまま残すということで

構造的な改修はしない、そういうことで考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、これ進士濱美議員に資料を頂いたんですけども、茨城県の大子町新庁舎建設の再検討の公図が公表されてるんですよ。これあのね、ピロティ方式でやると建物はもたないといって3階を削って2階建てにしたという、変更したという事例があるんですね。事業費が物すごくかかるということ、そこを頭に入れてください。

私は、この庁舎建設事業については、これは市の最優先課題であったため必ずやらなければならない事業だったと思います。現在の下田市の状況と人口減少が加速していく中、2棟には無理があると。二兎を追うものは一兎も得ずということわざがありますが、新築棟は諦め、旧稲生沢中学校の改修棟1棟にするのが賢明だと私は思っております。

続いてですね、グランドホテルについてちょっと質問させていただきたいと思います。

これは、先ほど建設課長が4億から5億ということ述べておりましたけども、これ前回の、前の議会のときに、前任者かな、解体費用はインターネットで坪単価を調べて、それに対して3億から4億という話があったと思うんだよね。それで、アスベスト・PCBがあるわけですから、そうなったら今度は4億から5億という金額を出してきたんですよ。これ間違いないですか、課長。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 当初つくったときには、インターネット等を調べて3億、5億という答弁をしております。その後、浜崎小学校の解体等、そういった実績も考慮し、アスベストの撤去等も含めた中、本当の概算、大まかな概算でございますが、次、4億、5億という概算費を算出させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） こんなずさんなやり方じゃ駄目でしょ。私、話ししますよ、北海道の事例を話しします。これね、北海道の旭川市に上川町というところにホテル層雲ってあるんですよ。これは町だから規模が小さいから、多分、国のほうに長年かけて陳情したと思うんです。大きさは1万5,843平米です。下田のグランドホテルが1万4,453平米あるんですよ、ほとんど同じ。これ解体費用が20億円かかるという話だったんだよね。これはいかがなものかと僕も思います。こんなにかからないとは思いますが。だとしても、半分で10億ですよ。い

いですか。

それからもう一つ、今度は釧路市の弟子屈町、ここにもやっぱりホテルがあって、これも解体するのに6億から7億かかると言われてるんですよ。これ全部、環境省がやってくれるんです。私は、前に市長に取得する前に県・国のほうへ陳情に行ったらどうですかということと言ったと思います。この辺はどうですかね。

それともう一つは、まあいいや、先にそれちょっと聞かせてください。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 申し訳ありません。北海道の上川町の20億円というところは、どういう立地条件にあるかが分からないので、比較の対象になりません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） このね、上川町というのは、交通の便が非常によくて、広い通りのところに面してるんですよ。だから運搬するだとか、そういう処理には非常に手がかからないと思います。ただね、手法が違いますから、北海道と下田は。そういう問題で、この金額をうのみにするということにはできないと思います。

ただ、グランドホテルは、あそこにね、例えばですよ、例えば大型ダンプが出入りできるかどうかというのが一つの疑問、運搬するのに。壊した壁を、その点、かなり金額が2台分かかるわけですから、小型でないと入れないと思うんだよね。そういったことも含めると、到底4億、5億で僕は済まないだろうと。アスベスト、PCBは年代的に必ずありますよ。私は、そう思っています。

いいですよ、その辺については、もっとしっかりした数字を出してないわけでしょう、課長、今現在。出してくださいよ、これ大変な問題になりますから。

それともう一つ、市長にお尋ねしたい。

これね、12月の日に1回否決になったんだよね、グランドホテル取得が。それで、その後、1月20日の日に地元の弥七喜区と大坂区の自主防災会長が市長に要望書を出しているんですよ、こういう形で、いいですか。これ議会でも、議会運営委員会でも全部その要望書の内容はいただいております。

ただ私が一番心配しているのは、地元は一つ盛り上がってないんですよ、私、よく知ってますから。支援者がいますから。ただ問題は、これから事業をかけて事業費がかかってくるわけですよ。そのときに、安全とか、そういう対策ということ言ってるわけですから、

大々的にこういう要望書を出してるわけですから、受益者負担金というのは発生しないんですかということを市長にお尋ねします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 矢田部議員は、時々ですね、この命の問題がお金と絡むんですが、我々は市民の安全を守らなきゃいけない。したがって、受益者負担金って、そういった概念はこれには当たりません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 私は、発生する可能性は考えてもいいと思いますよ。というのはね、私、急傾斜の工事をやったことがあるんですよ、昔、うちの母屋の裏をお願いして。これ安全性を確保するためにやってもらって、受益者負担金を負担してるんですよ。それが、今の市長の形で発生しないと言い切れるんですかね。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私も長いこと土木事務所というところで急傾斜事業をやっておりますので、こうしたことについてはですね、いろんところで話をさせてもらっています。急傾斜もですね、個人の財産のほうに公的なものを入れることが本当にできるのかと、こういうふうな話があったんです。ですけれども、これについてはいろいろな議論の中で選別をするために、やっぱりそこの地元の人たちが、ちゃんとやってほしいという意思を示そうということで、こういう制度になってるわけなんですよ。これは、その崖のすぐ下に家を建ててしまっていて住んでいる人たち、この人たちのために、ほかの一般の市民のお金を入れていいのかと、こういうのがベースとしてあるわけです。

今回の場合は、その建物が私たちのまちの公共財である景観を阻害し、かつ、その下を多くの住民及び観光客、例えば水族館に行く人、例えば大浦のほうに行く人、こういう人たち、一般的な人たちに大きな危険を及ぼすおそれがある、こういうことですので、意味合いが随分と違うということになります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） これね、ちょっと、僕、不思議に思ってるのは、市民の方も何人が言ってるんですよ。というのは、自主防災会の会長が2人見えましたよね、それで3月の議会で傍聴に来てなかったんですよ。来てないの。これは、ほかの議員の方も知ってると思い

ます。僕、ちゃんと見てますので。

でね、市民の方は市長が後押ししたじゃないかという話もあるんですよ。それはともかくとして。ただ問題はね、4億から5億が問題なんですよ、これは。事業費の解体費用が、ここがネックになってくると思いますよ。

でね、私が思うには、この問題を、僕はもう取得するということを決めた以上は行政が進めていくと思います。しかしね、やり方として、もう一度、僕、自分の考えを申し上げますけども、下田市は他市町と違って特徴を持った市です。日本全国、世界に知れ渡った開国のまち、黒船ペリー来航と歴史あるまちです、市です。また、御用邸もあります。事業費が高額であり、取得してからでも遅くはないと私は思ってるんだよね、遅くはないと思っているんです。いいですか。だから、今後、市長自らが時間をかけてね、ここ北海道の事例が二つもありますから、時間をかけてね、今すぐ倒れる、倒壊するというような状況じゃないんで、時間をかけて国のほうへ陳情してもらいたい。これ私の要望です。支援をお願いすることが、重要だと思います。下田市の財政負担があまりにも大きいから、私はそういう考えを述べておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。いいでしょうかね。

解体するということで下田がやるという方向で行くんでしょうけども、その前に、もう一度国のほうへ陳情をね、今すぐ倒れるというような状況じゃない。場所があんな状況ですから、相当事業費がかかると思います。そういった点からいくと、やっぱりじっくり時間かけて陳情すれば、この上川町とか弟子屈町みたいな形で環境省が対応してくれる可能性が出てくるということです。全然可能性はないと思ってはいないんです、私は。熱意ですよ、熱意、市長の熱意で国を動かすんですよ。いいですか、お願いします。

3番目の1市3町ごみ処理事業については、私が先ほど言ったリサイクルの話をされてましたよね。これね、リサイクルを先につくればいいじゃないですか、リサイクルのできることを、焼却炉に。それでね、ここまで来ると、財政とかごみの減量化、これは絶対に、僕、考えているのは、市民の皆さんに、市長ね、5年計画ぐらいで協力をお願いして、それでね、ごみの減量、分別をすることが先決なんですよ。いいですか。それと、これをやったら財政がね、二つの事業あるじゃないですか。市長、施政方針で言ってましたけど、こんな甘い考えでは、とてもじゃないけど下田市は危ないですよ。

だから、そういう状態で、後から財政の問題に触れますけども、相当、今でも厳しいんです、今現在が。これから先、この事業を三つやったらどうなるかということですよ。いいですか、そこら辺一つ、僕はぜひ検討してもらいたい。だから、ごみ処理事業をどんどん進め

てやってるけども、先ほど財務課長が話してました。確かに言ってることあります、分かります。でも、やり方としては、こういうやり方があるんじゃないかということ言ってるんですよ、ごみの減量化、財政の負担を減らすこと、もうここまで来てるんです、下田市は。そこを検討しないと、こんな安易な考え方でどんどん事業を進めるのも結構だけど、恐らく僕は心配になります。物すごい心配してんですよ、下田市を。だから言ってるんです。

それとね、もう一つ、この広報誌の12月号を見てください。いいですか。ここに令和3年度の決算表が載ってるんですよ。この中で、自主財源が歳入総額の35.3%、約3割強ですよ。依存財源が88億で64.7%、いいですか、この三大事業をやったら、これもっとひどくなりますよ。

それと、もう一つは市税、市税が48億あるんですかね。ごめんなさい。27億、27億。それで、人件費は20億あるんですよ。市税の74%が、人件費にかかっているんですよ。いいですか、これから市税がどんどん減るんですよ。いいですかね。こういう財政のことを、産業振興委員会で議論されたときに、誰一人、財政のことは言わなかったんです。物すごく、僕、不満で思ってたんですけども、これね、大変な問題になりますよ、この問題は。人口がどんどん減っていく。

それでね、隣の東伊豆町、それから西伊豆町、これ自主財源が約50%近いんですよ。そこまで下田を持っていくというのは、これ並大抵のことじゃないんで難しいと思いますけども、ここは上げる必要があるんです。事業をやるのも結構だけど、こっちのほうも考えるべきだったんじゃないですかね、先に。私はね、そこをすごく思っているんです。

先ほどグランドホテルの話をしたけども、本当は本来からいけば、あそこは今の時期ではなかったと思うんだよね。もう少し検討して、時間をかけてやればよかったなというふうな考え方を持っていました。

それから、このごみ処理事業についての財政、これ12月の決算書を見てください。これ見て計算していけば全部出てきますから大体。いかに下田がどんな状況か、もうここをすごく心配してるんですよ。

だからね、この辺のことを皆さん気にしてないようだけど、非常に重要なことです。財政がなければ何の事業もやれないじゃないですか、やれなくなっちゃいますよ。ね、市長。そうですよね。そこはね、やっぱりもっといろんな意味で検討する余地がかなりあったということですよ、今までに、この事業で。そこを僕はすごく強く訴えたい。

それと、このごみ処理事業については環境アセスの問題とかいろいろあるけども、環境ア

セスの問題というのはね、これ当局がお願いして業者頼んでいるわけですから間違いなく通りますよ。ずばり言って申し訳ないけど。だから、市長は自信があるから進めてきたんですよ、周りから固めてきたんですよ。昔でいう、戦時中の二の丸、三の丸から攻撃して本丸を落とすというやり方で、古いですよ。今はピンポイントの時代ですから、そういう時代ですよということ。だからね、もう少し下田市のことを真剣に考えて取り組んでいかないと大変になるんじゃないですかということを僕は言いたいわけ。

それともう一つ、これね、質問します。市民の方からぜひ聞いてほしいとのことで言われておりますので、市長にお尋ねします。

令和5年1月30日から2月1日までの臨時議会において、市長は、議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定を議案上程しましたよね。議案として、議会に。それで議会に上程し、その30日の当日に意見書が市長から提出されております。住民投票条例の制定は必要ないものと考えますと、即、否定しているんですよ。自ら上程し、31日の産業厚生委員会の審議並びに2月1日の結審を諮る前に否定したのはなぜだったんでしょうか、必ず矢田部聞いてくださいということだったんです。回答をお願いします。

○議長（滝内久生君） ここで会議時間を延長します。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますけれども、臨時会の議案の意見書については、告示の段階で議案を配布しているときに意見書を付して提案するというふうになっておまして、31日、臨時会の委員会で否定したということではございませんので御確認ください。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 再質問する前に私が冒頭でお願いしましたね、当局に。課長に答弁求めているんですよ、市長に答弁を求めている。これ市民からの疑問で頼まれて言ってるわけですから、やっぱり市長ね、真摯に答えてあげてくださいよ。お願いします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） その件についてはですね、今、課長も言いましたけど、制度上の問題なんです。制度上ですね、そうやって直接請求が来た場合、私たちはこの当局を代表した市長として意見を付して議会に出す、その議会でもって議論をしていただくんです。

なぜかという、議会という間接民主主義で皆さんから選ばれた議員、市民の皆さんから

選ばれた代表者としてしっかりと議論をした中でもって進めてきたのが通常ですよ。それに対して、いや、それでは不十分だと、だから直接的に投票をやろうじゃないかというんです。それは、ある意味、議会に向かってのボールが投げられた。そのボールに私どもとしては、これまでこうだったんで、こうですよということを市長が言う。ですから、当然のことながら、今までの流れの中での私どもとしては考え方を示したということです。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） これはね、市長に質問してるんです。市長に、市民の方はね。それで、僕が言ってるのは、この市民の方が言ってるのは、議案上程をされたのは市長なんですよ、臨時議会に。それを告示で前にしてますよ。でも、まだ審議する前の出した当日に否定したのがどうなのかということを市長にお尋ねしてるんです。市長、真摯に教えてくださいよ。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、副市長要らない。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） 繰り返しの御答弁になりますけれども、もともと臨時会に出された条例案は直接請求に基づいて出された条例案でございますので、制度に従って市長のほうから上程はしましたが、制度上ですね、その上程するに当たって意見書を付して上程するというような決まりになっておりますので、意見書を付して上程したところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、副市長の回答は要りません。あなたの役割は、もっと重大な役割があるんじゃないですか。頭にくるからあんまり言わせないください、私もだんだん頭くるから、冷静にやってるつもりだけど、どうも流れがおかしな方向に流れていくから僕はいら立ってくるんだけども。

これね、市長ね、2,300名の署名が集まっているんですよ。この2,300名だけじゃないんですよ、家族もいるわけです。いいですか、市民の負託を受けて市長は市民の意見を反映すると言ってきたわけじゃないですか、それを自分自ら否定したことになるんです。それで、施政方針では、みんなとつながりを持ってやるなんて言ってるけども、これね、言行そごに該

当しないですかね、市長。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 場所が決定ではない未確定の中で外堀を埋めて云々という、そう言ったのも全て矢田部議員のこれまでの論理だと思うんですね。

これはですね、前から私が申し上げていますが、どうしても理解してもらえないんですけど、こういう計画をつくる時は、基本的には仮説主導つまり、つまりまずはですね、ある条件を設定して、こうであろうという。そこから一つ一つやっていって、もしも間違っていたら、それでフィードバックして、らせん状にやっていって計画をつくり上げていくわけです。

社会環境が変化してきますと、それに合わせて柔軟に見直すことが重要です。例えば、ちょっと話が違うことになってますが、庁舎問題にしても、まさか一社だけ体育館を使うという言い方をするとは思わなかったんですけど、そういったこともやっぱり私たちは謙虚に受け止めて話をしようじゃないかということでやってきたわけです。

今回のごみについてはですね、先ほど財政が逼迫するではないかという、そういうお話がありましたけれども、そうは言いながら、やはりずっと先送りしていて、これまで修理もできないようなレベルになってるのに焼き続けていたわけです。こういったものをですね、やっぱり私たちは避けて通るのではなく、きちんと正面から向き合ってやろうじゃないかということで、市役所として計画づくりをみんなで知恵を出し合っています。私は浅学非才なので、自分が正しいというふうには思っていないんですね。ですから、チームとしての市職員と相談し、さらに、地域の住民の方たちとも意見交換をしながらやってるつもりです。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、先ほど口述書で壇上で述べさせていただきましたんですけども、かなり状況が変化してきているんですよ、この1市3町ごみ処理事業の件についても。私が一番懸念しているのは、先ほど市長が言われたことはもちろんのことです。それに今度新たに出てきたのは、財政上の問題なんですよ。これね、庁舎建設事業が基本計画だと28億から32億に、課長ははっきりした数字は言いませんでしたけども、ここに、僕、持ってます。28から32億になっているんですよ。恐らく、これじゃ収まらないだろうなというふうに僕は思っています。恐らくこれから新築棟の入札になっていくでしょうけども、私は不調に終わる可能性が非常に高いんじゃないかなというふうに思ってます。なぜならば、物価高騰です。

計画が曖昧、後からどんどん変更されていく、行き当たりばったり、こんな状態で変更されていったら、先ほど話したとおり、中学校の改修棟が5億8,000万が7億になって、1億2,000万も増えてるわけ。全部上がってきますよ、恐らく、今のこの時代ですから。

そうになるとね、恐らく新築棟は僕は難しいじゃないかなと思っています。だから、それならば中学校を改修して、そこだけ1本に絞って、あと残った土地は、前から、私、言ってるけども、本当は中学校の校舎は警察署にしてもらいたかったんです、僕は。考え方として、これある課長に言いました。でもね、下田警察署は、ついこの間の新聞で、私、拝見しましたけども、現在の場所をかさ上げして、あそこへ建て直すという話になったんだよね。残念だったなあと、がっかりしました。だったら、まだ国・県の機関はあるじゃないですか、下田は。賀茂地区が一つであるならば、僕はグラウンドに、今、国道の入り口を断ったのが、こういう事業になったんですよ、市長。やらなくてもいい、無駄が発生してるわけ。だから、本来は国道の入り口は、これからどういうふうに展開していくか分かりません。

そうすると、あそここのこともやってほしいし、庁舎建設事業並びにグラウンドホテル、この事業費というのは、かなり高額になってくると思います。それでごみ処理事業、アウトになるんじゃないかなと、すごい心配してるんですよ。

それでね、市長ね、僕言っておきたいけども、ここに僕が書いてきたんだけど、そのとおり言いますけど、市民の方々の2,300名の署名がありますよね。これね、有権者は一応1万7,000名ですよ。でもね、この間、1月1日の人口を見たら、国勢調査で1万9,306名ですよ。1月1日現在で、国勢調査ですよ。

私が言うのは、市民の方々の負託を受け反映しなければならない立場にあるんですよ、議員も市長も。また、納税された税金で市政運営をされていることを考えたら、あまりにもひどい対応ではなかったでしょうかね。返済は、今後でしょう。この借金の返済は誰がするんですかというの。これからの市民の負担になるし、若い世代にかなり負担がかかってくると思うんですよ。だからね、事業をやるについては税金でやっていくわけですよ。そこをね、履き違えちゃいかんですよ。大事なところで、こんなが基本じゃないですか。だから、僕はね、物すごくそこを心配してるわけ。

この1市3町ごみ処理事業については、非常に焦りがあるのかなと。強引で急ぎ過ぎたと私は思っています。市長主導ですから。状況が大きく変わってきてるとさっきから言ってるけども、全部周り、賀茂地区の3町は話をまとめて次から次へ覚書から何からやってきたわけじゃないですか。

だからね、議会でどんどんかけて諮ってやるというたら時間がないわけですよ。だから、考える余裕がないわけ。すぐぱっぱっぱと採決を諮ってるわけだから。こういうやり方というのは、私は行政のやり方としていかがなものかと、そこに議論がないということが一番僕が心配してることなんです。

例えばですよ、合意形成があった上で計画をやったとしても失敗する場合がありますよ。いいですか、失敗することはあるの。必ず合意形成やったから成功するということはないんです。そういうことはいろいろあると思います。だから、この1市3町のごみ処理事業は、ここまで来れば止められることはできないでしょうけど、もう後戻りすることはできなくなってしまったんですね、この三つの事業。

いいですか、市長。後ですよ、問題は。私が言ってることは、ここ二、三年以降の後に必ず結果が出てきますから。そのときに皆さんが私が言ったことが議会でこれ残りますから、ぜひね、僕は考えておいてもらいたい。必ず出てきますよ、この問題は。将来の下田市に。市長は、もうあと1年で任期が終わるじゃないですか。ね、もし仮にですよ、市長が次の市長になったときに、その人は物すごい大変だと思いますよ、僕は。だから、そういうことも含めて全体的なことを考えていろいろ検討していくことが、かなり不足してるということですよ。

だから、今から、僕、最後にまとめとしてもう終わりにしますけども、最後にちょっと申し上げたいと思います。

今まで質問で述べてきたとおり、私はこの3大事業は、いずれも冒頭に口述書で言いましたけど、的外れな仕事だなというふうに思っています。いいですか、的外れだったと思っています。事業をやることを優先して、先ほども言いましたけども、もうさきに決めちゃっているんですよ。例えば、中学校改修工事をやる、新築棟を建てる、ごみ処理場を今のところへ建てていくと、それで旧グランドホテルは取得する。

それに対して計画を立てた事業内容は、後から次々と変更されて、場当たりので行き当たりばったりのため事業費が増大していくわけですよ。財政の負担が大きくなる。進め方としてはいかがなものかと。当局と議会の責任は、大きいと私は思っているんです。本来ならば、私が議会でも主張してきた市民、行政、議会の共同作業で議論し合意形成が必要だと言ってきましたが、残念ながら市民の意見は反映されるどころか、無視され、ないがしろにされてきております。これは市民の住民投票の2,300名のことを指してますよ、含めて。市民の負託を受けているだけの立場としては、絶対許してはならないと思って僕は発言してるんです。

市長は議会で述べていたと思いますが、事業を進めるには国から起債を起さないと、起債を発行してやらないと事業ができないと言っていたと思いますが、全ての事業費が国からの支援でできるものではないはずで、安易ではないかと思っています。

事業内容によっては、30%から50%は市の負担になるんですよ、借金になって。内容によっては。先ほども述べたとおり、下田の広報しもだの12月号に、この決算が載ってます。これ市民の方も今日話しましたんで、ぜひ見てもらいたいんですが、借金がどのくらいあるかということをおもう一回言いますよ。12月に言いましたけど。一般会計が110億、ここに載っています。ここに。110億7,350万、集落排水事業が7,444万、水道事業会計で29億4,010万、下水道が47億2,500、188億あるんです、実際。令和3年度の決算です。これ市が公表してるわけですから、公ですよ。これだけあるんです。

それと、もう一つは一部事務組合が39億あります。これは消防組合、メディカル組合、それから斎場組合とを合わせると227億ぐらいなるんじゃないですか。それで、この3大事業をやったらどうなるかということをお僕は心配してるんです。だから、声を大にして強く言っているんですよ。

こういうふうな計画でね、しっかりとした基本計画ができて、そのとおりに進めて事業をしていくというなら分かります。ころころころころ変わるじゃないですか。変われば、さっき言った5億8,000万の改修棟工事費が7億に膨れ上がったじゃないですか。もう新築棟は無理だと思ってますよ。諦めたほうがいいと思っている。これから若い人の世代に大きな負担となってくるとお思いますよ。税収が減るし、私の議員活動の中で、立場上、市民のために言わなければならないので、あえて申し上げました。

以上で終わります。

○議長（滝内久生君） これをもって、5番 矢田部邦夫君の一般質問を終わります。

○議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後4時5分散会